

短期大学機関別認証評価

自己評価書

平成20年6月

秋田公立美術工芸短期大学

目 次

I	短期大学の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
基準 1	短期大学の目的	3
基準 2	教育研究組織（実施体制）	6
基準 3	教員及び教育支援者	10
基準 4	学生の受入	16
基準 5	教育内容及び方法	21
基準 6	教育の成果	37
基準 7	学生支援等	42
基準 8	施設・設備	50
基準 9	教育の質の向上及び改善のためのシステム	54
基準 10	財務	59
基準 11	管理運営	63

I 短期大学の現況及び特徴

1 現況

- (1) 短期大学名 秋田公立美術工芸短期大学
- (2) 所在地 秋田市新屋大川町 12 番 3 号
- (3) 学科等の構成
学 科：工芸美術学科，産業デザイン学科
専攻科：工芸美術専攻，産業デザイン専攻
- (4) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）
学 科：工芸美術学科（131 名）
産業デザイン学科（191 名）
専攻科：工芸美術専攻（8 名）
産業デザイン専攻（16 名）
専任教員数：工芸美術学科（13 名）
産業デザイン学科（15 名）

2 特徴

(1) 概況

本学は、平成 7 年（1995 年）に秋田市を設置主体とし、周辺市町村（当時 9 町 1 村）からの運営基金支援を得て設立された。急速な技術革新による高度情報化社会への移行とともに、産業構造そのものの質的転換が求められるようになっていた。一方、秋田県や秋田市においては、高学歴志向による若者の県外流出や目前に迫っている少子高齢化対策も重大な懸案事項となっていた。設置者である秋田市では、地域活性化のための対策として地場産業等を含めた産業の振興と電子テクノロジーの活用による新規事業の開拓等に資する高等教育の整備・充実が検討されていた。以上の様な背景の中で、本学は、地域産業に根ざし美術工芸の技術者を 40 年間にわたり養成してきた「秋田市立美術工芸専門学校」の専門課程を発展的に改組し、新たに「秋田公立美術工芸短期大学」として設置した。なお、母体となった旧市立美術工芸専門学校を附属高等学院として併設していることも大きな特徴である。旧市立美術工芸専門学校は、昭和 27 年、秋田市の工芸産業支援を目的に創立され、改組後の附属高等学院を合わせると創立 50 年余の歴史を有する。

本学は、東北地域における唯一の公立の美術系高等教育機関である。各県の国公立大学においては、旧教育学部系の美術教育は実施されているが、美術・工芸・デザイン分野に特化した高等教育機関は他にない。したがって、秋田市が主体となる公立短期大学にもかかわらず、東北・北海道出身の学生も多く在籍し、近年は西日本からの入学者も増加しており、県外の学生が学生総数の半数を超える状況である。

開学 14 年目を迎え、卒業生は約 1,800 名に及ぶ。

卒業後の進路については、本学の特性から他大学との比較は困難なものがあるが、就職希望者の就職率は例年 90%を超えている。しかし、地元企業の業績低迷もあり、地域への定着は芳しくなく、多くが県外へ

の就職となっているのが実情である。また、進路において特徴的な傾向は、4 年制大学への編入志望者の増加である。これは、少子化による大学全入時代を迎えて、特に、私立 4 年制大学の受け入れ姿勢の変化とも呼応していると考えられる。

(2) 教育の特色

本学は、美術・工芸・デザイン分野に特化した短期大学であり、工芸美術・産業デザインの 2 学科及び専攻科を設置している。各学科は、それぞれの設置目的、教育目標、手法、使用素材の種類などにより、さらに専門のコース（工芸美術学科）及び分野（産業デザイン学科）に細分化している。

工芸美術学科は、木材工芸コース、漆工芸コース、金属工芸コース・鋳金、金属工芸コース・彫金、染織コース・染色、染織コース・織、窯芸コース・陶芸、窯芸コース・ガラス、絵画コースの 9 コースを開設している。

産業デザイン学科は、グラフィックデザイン、パッケージデザイン、映像デザイン、ウェブデザイン、平面構成、イラストレーション、プロダクトデザイン、建築・インテリアデザイン、建築史・意匠、デザイン計画、公共デザインの 11 専門分野を開設している。

専攻科は、工芸美術専攻と産業デザイン専攻の 2 専攻を開設して、各領域における、高度な専門の知識・技術の教育を行っている。両専攻の開設分野は、学科と同様である。

公立の短期大学で、このような広範な美術・工芸・デザインの専門分野を開設しているのは、大きな特徴といえる。

(3) 地域貢献

本学は、平成 8 年、地域に開かれた大学を実現するため、地域産業の活性化、生涯学習の振興、文化向上を目的に、大学開放センター「アトリエももさだ」を開設した。大学開放センターは、地域の生涯学習の拠点として、美術・工芸・デザイン分野の実技等体験学習施設であるとともに、本学の知的財産を広く地域住民に還元する機能を持つ。美術系大学が他にない状況から、多くの要望が寄せられており、大学開放センター及び関連機関である「秋田学術振興財団」を介して様々な形で地域貢献を行っている。

事業内容として、受託研究、公開講座、アートスクール、市民講演会等を行っている。

Ⅱ 目的

1 設立の目的及び趣旨

平成6年4月、秋田市は、秋田公立美術工芸短期大学設置認可を文部省（現文部科学省）に申請した。設置認可申請書中「1. 設置する大学等の概要を記載した書類」において、目的として「教養を高めるとともに、実際に必要な学芸を教授研究し、生涯学習の振興、文化向上と産業の発展に貢献しうる教養と識見、高い技術水準を備えた人材を育成することを目的とする」を掲げている。

同じく、「2. 大学等設置の趣旨及び特に設置を必要とする理由を記載した書類」において、I 設置の趣旨として、「今日、我が国では、高齢化、国際化、技術革新、情報化、価値観の多様化、経済のソフト化・サービス化が進展し、本市を取り巻く情勢も大きく変化してきている。本市がこのような時代の変化に、フレキシブルに対応し、活力ある地域社会を形成するためには、人間性が豊かで創造性に富み、総合的、弾力的に考える力を持ち、それぞれの分野で高い技術水準を備えた人材の育成が重要な課題となっている。また、多様化、高度化する生涯学習への対応や、地域活性及び人材や技術の地域間格差是正のため、地方における高等教育の整備・充実が強く求められている。このような状況に対応し、秋田市は、全国的にも例のない、地域産業に根ざした美術工芸の技術者を40年間養成している秋田市立美術工芸専門学校の専門課程を発展的に改組し、伝統産業の振興及び産業の活性化に寄与する人材の育成を主眼とする秋田公立美術工芸短期大学を設置する。」と設置の趣旨を述べている。

設置については、秋田公立美術工芸短期大学条例第1条に「秋田公立美術工芸短期大学は、上記目的のため、学校教育法第1条に規定する大学として秋田市が近隣市町村とともに平成7年4月に秋田市西部の新屋大川町の旧秋田市立美術工芸専門学校の隣接する地に設置したものである。」と、明記している。

2 目的

本学の目的は、教育基本法及び学校教育法の趣旨に則り、「広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造性豊かな人間性を育成するとともに、職業人として高い技術水準を備えた人材育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献する」と定めている。

これに沿い、工芸美術学科及び産業デザイン学科を設置し、さらに、より高度な専門教育を実践するため専攻科を設置している。

また、各学科、専攻科の教育目標を次のとおり定めている。

●工芸美術学科の教育目標

- ① 美術工芸の知識と技術を身につけ、創造性に満ちた個性豊かな芸術家の育成を目指します。
- ② 社会生活における美術工芸の役割を認識し、芸術文化の社会浸透を担う人の育成を目指します。

●産業デザイン学科の教育目標

- ① デザインの基礎的な知識と表現技術を身につけ、自ら進んでデザインを探究し、独自の世界を開拓するデザイナーの育成を目指します。
- ② 共感を生むデザインで、地域や産業を元気にする人材の育成を目指します。

●専攻科の教育目標

美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術を教授し、優れた芸術家・デザイナーの育成を目指す。

次に、本学の地域貢献に係る目的として「広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献する」として、地域産業の活性化、生涯学習の振興、文化向上を目的に、大学開放センター及び附属図書館を設置し活動している。特に大学開放センターの活動は、美術系大学の特色を生かしたものである。

Ⅲ 基準ごとの自己評価

基準 1 短期大学の目的

(1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 目的として、教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針や、養成しようとする人材像を含めた、達成しようとする基本的な成果等が、明確に定められているか。

【観点到係る状況】

本学の目的は、設置認可申請書（別冊資料A）の設置趣旨に基づき秋田公立美術工芸短期大学学則（資料 1-1-1-A）に、表 1-1 のとおり定めている。平成19年度には、第三代の現学長の就任により、この学則に謳う目的達成の道標として「美に共鳴する知」という学長メッセージが示されている。
(<http://www.amcac.ac.jp/amcac/message.html>)

また、各学科の教育目標は学則第7条の2及び第7条の3、専攻科の教育目標は学則第37条の2により、表 1-1 のとおり定めている。

したがって、本学の目的及び各学科、専攻科の教育目標は、学則により明確に定めている。

表 1-1 秋田公立美術工芸短期大学学則（抜粋）

第1章 総則 (目的) 第1条 本学は、広く知識を授け、深く専門の学芸を教授研究し、創造性豊かな人間性を育成するとともに、職業人として高い能力を備えた人材を育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献することを目的とする。 第2章 学生定員および修業年限等 (工芸美術学科教育目標) 第7条の2 本学における工芸美術学科の教育目標は、次のとおりとする。 (1) 美術工芸の知識と技術を身につけ、創造性に満ちた個性豊かな芸術家の育成を目指す。 (2) 社会生活における美術工芸の役割を認識し、芸術文化の社会浸透を担う人の育成を目指す。 (産業デザイン学科教育目標) 第7条の3 本学における産業デザイン学科の教育目標は、次のとおりとする。 (1) デザインの基礎的な知識と表現技術を身につけ、自ら進んでデザインを探究し、独自の世界を開拓するデザイナーの育成を目指す。 (2) 共感を生むデザインで、地域や産業を元気にする人材の育成を目指す。 第8章 専攻科 (専攻科教育目標) 第37条の2 美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術を教授し、優れた芸術家・デザイナーの育成を目指す。
--

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、短期大学としての目的を明確に定めている。

観点 1－1－②： 目的が、学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

【観点に係る状況】

本学の目的は、学則第 1 章第 1 条に定められており、その内容は学校教育法第 108 条に規定された、短期大学一般に求められるものである。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことより、短期大学一般に求められる目的から外れるものでない。

観点 1－2－①： 目的が、短期大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

【観点に係る状況】

教職員には、「規程集」（別冊資料B）を配置し、周知している。また学生に対しては、入学時に、大学の目的を含んだ「学則」および各学科の教育目標を記載した「シラバス・キャンパスガイド」（別冊資料D）を入学時に配布し、両学科長が入学ガイダンスにおいて、大学の教育目的について説明を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

教職員には「規程集」を、全ての学生には、「シラバス・キャンパスガイド」を配布したうえで、説明会を実施しているため、大学の目的について周知している。

観点 1－2－②： 目的が、社会に広く公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の掲げる目的は、「大学案内」（別冊資料C）に記載し、またインターネットの「ホームページ」上にも掲載（<http://www.amcac.ac.jp/amcac/philosophy.html>）している。「大学案内」は、東北地方の高等学校等を中心に約3,700部配布するとともに、毎年開催している進学説明会、オープンキャンパス等において参加者に配布している。また「大学案内」の簡易版を5,000部作成し、教職員が、県内・近隣地域での企業訪問等の際に配布を行っている。

「ホームページ」の年間アクセス数は1,106,594件、月平均92,214件（平成18年11月から平成19年10月まで）である。

【分析結果とその根拠理由】

ホームページや大学案内等の広報手段を使い、教育の理念と教育の目的及び各学科・専攻科の目的を明示して、

各種活動の中で利用しており、大学の目的は社会に広く公表されている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、美術工芸を専門とする短期大学であることから「創造性豊かな人間性を育成する」ことを、そして、公立短期大学であることから、「職業人として高い能力を備えた人材を育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献することを目的とする」と掲げており、本学の特色を表す目的となっている。

目的の公表についても、「大学案内」等の刊行物、及び「ホームページ」の活用により、よりの確かつ広域に周知を図っている。

【改善を要する点】

特になし。

（３）基準 1 の自己評価の概要

本学の目的は、開学時（平成 7 年）に、学校教育法に規定された短期大学一般に求められる目的に添って定めている。さらに、美術工芸を専門とする短期大学であることから「創造性豊かな人間性を育成する」こと、そして、公立の短期大学であることから、「職業人として高い能力を備えた人材を育成し、広く地域に開かれた大学として、産業の発展に貢献することを目的とする」と掲げており、本学の特色を表す目的となっている。さらに、大きな特色である美術・工芸・デザインに特化した本学の教育を、より具体的に各学科、専攻科の教育目標として定めている。

本学の目的や教育目標の周知については、大学の構成員に対しては、「規程集」、「シラバス・キャンパスガイド」などを配布して行っている。さらに社会に対しては、「大学案内」及び「ホームページ」により広く公表している。

基準 2 教育研究組織（実施体制）

（1）観点ごとの分析

観点 2-1-①： 学科の構成が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点到係る状況】

本学は、表 2-1 に示すように工芸美術学科及び産業デザイン学科の 2 学科によって構成している（資料 2-1-1-A 「秋田公立美術工芸短期大学条例」）。

工芸美術学科は、『優れた造形感覚と豊かな発想力を身につけた工芸分野の担い手の人材育成とともに、消費者の視点に立った産業人の育成を目指すものとする。』として設置した。

産業デザイン学科は、『消費者ニーズを的確に把握し、豊かな生活、ゆとりある生活の視点に立った「ものづくり」、「環境づくり」についてコンピュータを最大限に活用してデザインし、広く産業の発展に寄与するとともに、潤いと感性に満ちた生活文化の創造に貢献する創造性豊かな、実践型のデザイン技術者の育成を目指すものである。』として設置した（別冊資料 A 「短期大学設置許可申請書」）。

学科の構成については、多様化する今日の修学ニーズに応じて、工芸美術学科においては、絵画コースの開設、産業デザイン学科においても、改革すべき内容を整理し、平成18年度より学科の再編と、積極的に取り組みを進めている。

表 2-1 学科の構成（コース・分野）

学科	コース・分野
工芸美術学科 (9 コース)	木材工芸コース, 漆工芸コース, 金属工芸コース・鋳金, 金属工芸コース・彫金, 染織コース・染色, 染織コース・織, 窯芸コース・陶芸, 窯芸コース・ガラス, 絵画コース
産業デザイン学科 (11 分野)	グラフィックデザイン (分野, 以下同じ), パッケージデザイン, 映像デザイン, ウェブデザイン, 平面構成, イラストレーション, プロダクトデザイン, 建築・インテリアデザイン, 建築史・意匠, デザイン計画, 公共デザイン

【分析結果とその根拠理由】

以上の通り、両学科の構成は、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっている。

観点 2-1-②： 教養教育が適切に行えるような仕組みが整備され、機能しているか。

【観点到係る状況】

本学の教養教育は、学則に定める目的に添って適切に配置しており、工芸美術・産業デザイン両学科の教育目標を達成するための共通の教養教育となっている。本学は開学当初から、教養教育を適切に行う仕組みとして、教授会（資料 2-1-2-A 秋田公立美術工芸短期大学教授会規程第 10 条 1 項）の下に教務委員会を設置（資料 2-1-2-B 秋田公立美術工芸短期大学専門委員会規程）して、その任に当たっている。その教務委員会は、工芸美術・産業デザイン両学科からそれぞれ 2～3 名の教員（計 4～5 名）で構成され、各学科の教養教育に対

する意向が反映できる体制をとっている。

また、教養教育に関する改善事例としては、美術系の英語教育の観点から、平成 18 年度より「表現英語」等授業目的を明確にする内容の変更、目的別少人数制の授業形態の採用（資料 2－1－2－C 平成 17 年度第 11 回教務委員会議事録）を行い、語学学習用に最新の CALL システムを導入した教室の整備（平成 19 年度）を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

本学の教授会・教務委員会は、教養教育を確立するための機能を果たしており、上記の目的を達成するための仕組みを整備していると言える。

観点 2－1－③： 専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

専攻科は、工芸美術専攻と産業デザイン専攻で構成している（別冊資料 B 「規程集」 P136）。

授業科目は、工芸美術、産業デザインそれぞれの専攻において、学科での科目内容との連携を図りながら、より高度な各専門分野の教育研究を実施している（別冊資料 B 「シラバス・キャンパスガイド」 P230）。

【分析結果とその根拠理由】

専攻科の教育研究の目的を達成する上で、その構成が適切なものとなっていると考える。

観点 2－1－④： 別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし。

観点 2－1－⑤： 全学的なセンター等を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

【観点に係る状況】

本学は平成 8 年、地域に開かれた大学を実現するため、地域産業の活性化、生涯学習の振興、文化向上を目的に、大学開放センター「アトリエももさだ」を開設した。（資料 1－1－1－A 秋田公立美術工芸短期大学学則）大学開放センターは地域の生涯学習の拠点として、美術・工芸・デザイン分野の実技等体験学習施設であるとともに、本学の知的財産を広く地域住民に還元する機能を持つ。施設は旧国立農業倉庫を再利用して本学施設としている 7 棟のうち、工芸体験設備を備えた工芸体験棟、作品展示室や市民ギャラリーを備えたギャラリー棟、多目的ホールやレストコーナーを備えた地域交流棟の 3 棟からなる。また、運営については、大学開放センター運営委員会があたり、管理については財団法人学術振興財団に委託している。

同センターは設置目的に沿い、本学教員による公開講座をはじめ、本学卒業生が講師を務める市民向け美術・工芸の体験教室「ももさだアートスクール」、市民講演会等の事業を主催するほか、大学コンソーシアムあきたが主催する高大連携事業、連携公開講座、社会人講座等の事業を担当している。(別冊資料P 大学コンソーシアムあきた平成19年度事業報告書)

また、同センターでは、本学教員の教育研究成果を広く社会に公開することを目的に、毎年「教員展」を開催しているほか、工芸美術学科および同専攻の卒業・修了制作審査会、授業成果の発表・展示会等を開催している。これらは、本学の教育研究活動を補完・支援するものである。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、附属機関として大学開放センターを設置し、広く地域に施設設備を開放している。さらに、公開講座やアートスクール等の事業、大学コンソーシアムあきたを介しての高大連携事業等を実施し、本学の知的財産を広く地域住民に還元している。

また、本学教員の教育研究成果を公開する「教員展」、卒業・修了制作審査会等の開催により、本学の教育研究活動を補完・支援している。

このことから、その構成は教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

観点2-2-①： 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

【観点に係る状況】

教授会は、月例の定期教授会と入学試験の合否判定などが行われる臨時教授会とが実施されており(平成19年度は計17回実施)、学則第9章(教授会)第45条、第46条および秋田公立美術工芸短期大学教授会規程第4条(別冊資料B)により、教育活動に関わる事項を審議することが定められている。また、教授会の関連組織として、秋田公立美術工芸短期大学専門委員会規程により、人事、教務、入試、学生、附属図書館運営、広報、大学開放センター運営の各専門委員会を設置しており、主に教務委員会が教育活動に係る審議等を行っている。

さらに、学科特有の課題解決や改革に取り組み自主性、独自性を発揮するため、両学科に学科会を設置しており、教員の合議に基づき教授会決定事項の具体的な教育活動内容の検討や、提案事項を審議し、教授会の活動を補完している。

また、平成17年度より学長職務の補佐を目的とした運営会議(両学科長、図書館長、大学開放センター所長を構成員とする)、平成19年度にはこれを改編した役員連絡会(学長、両学科長、図書館長、大学開放センター所長、事務局長を構成員とする)を設置し、基本方針の策定あるいは各専門委員会で検討されたものは、この役員連絡会で教授会審議事項の原案を作成し、教授会による最終審議に付している。

【分析結果とその根拠理由】

本学では、教授会等において教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っている。

観点2-2-②： 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数の会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

【観点に係る状況】

秋田公立美術工芸短期大学専門委員会規程（資料 2—2—2—A）により、教務委員会を設置しており、教育課程、教育方法に関わる事項を検討、審議している。

規程により、両学科から 5 名（工芸 2 名・産業 3 名）の委員で構成している。平成 19 年度は、計 17 回開催しており、カリキュラム編成や単位認定など通常業務のほか、非常勤講師選考に関わる調査、電子シラバスシステムの変更に係る業務等を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

カリキュラム編成、単位認定等教育課程や教育方法の実質的な検討を行っており、適切に機能している。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

両学科ともに教務委員会との連携によって、コース設定、専門分野設定を常に検討し、学生のニーズ等を考慮した改善を行っていることは、優れていると判断する。

教養教育に関しては、美術系の英語教育の観点から、目的別少人数制の授業展開の改革とともに語学学習用に最新の CALL システムを導入するなどの施設の整備にも取り組み、より教育の実効性をあげる努力を行っている。

【改善を要する点】

教養教育の目的内容については、美術系大学の特殊性と教養教育の関係について議論をさらに深め、本学における教養教育の指針を示す必要がある。

（3）基準 2 の自己評価の概要

学科の構成については、多様化する今日の修学ニーズに応じて、工芸美術学科においては、絵画コースの開設、産業デザイン学科においても、改革すべき内容を整理し、平成 18 年度より学科の再編と、積極的に取り組みを進めており、全体として適切なものと判断する。

また、専攻科についても、教育研究の目的を達成する上で、その構成が適切なものと判断する。

教養教育については、今後は、本学に必要な教養教育の在り様についての議論を基に、教養教育の指針を示す必要がある。

教授会等の教育活動に係る審議等の責務については、平成 17 年度からの運営会議、平成 19 年度からは役員連絡会の設置により、各学科と教務委員会との関係が明確になり、教員の意志決定に有効な仕組みが整いつつあり、本学の目的を達成するための教育研究組織は整備されていると判断する。

基準 3 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

観点 3-1-①： 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいた教員組織編制がなされているか。

【観点到係る状況】

平成 6 年 4 月、秋田市は、秋田公立美術工芸短期大学設置認可を文部省（現文部科学省）に申請した。申請書中「1. 設置する大学等の概要を記載した書類」において、本学の目的を実現するための学科構成等の具体像が示され、それに基づき教員組織編制を明記している。開学以降今日まで、教員組織編制の基本は、上記申請書を範として行っている（別冊資料 A）。

開学からの教員数の推移は表 3-1 に示すとおりである。なお、専攻科設置に伴い専攻科の教員は、学科教員が兼任している。

表 3-1 教員数の推移

年度 職種	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
学長	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教授	11	11	11	11	11	10	10	10	7	7	6	8	11	11
助教授 准教授	4	4	5	5	5	5	8	10	12	10	11	11	11	12
講師 助教	12	12	11	11	11	10	7	7	6	8	9	7	6	5
助手	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1		
計	30	30	30	30	30	28	28	29	27	27	28	28	29	29

【分析結果とその根拠理由】

本学は、教員組織編制の基本方針として、「秋田公立美術工芸短期大学設置認可申請書」の内容を遵守している。

教員組織編制は、教育課程を遂行する上で適切であると判断する。

観点 3-1-②： 教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

現在、本学の教員の構成は、表 3-2 に示すとおりである。

表3-2 教員の構成

学科	教授	准教授	助教	計	非常勤講師
工芸美術学科	6	7	0	13	1
産業デザイン学科	5	5	5	15	1
学科共通教養科目					9
計	11	12	5	28	11

(1) 専任教員の配置について

本学は、美術・工芸・デザイン分野の特殊性、多様性から、専任教員については、専門及び制作系科目担当教員の確保を優先して進めてきた。教養系科目の教員の転出等による教員補充では、専門及び制作系教員を採用してきた、工芸美術学科では、基礎造形関連科目の教員の採用で、産業デザイン学科では、再編に伴う教員の再配置、新規採用で必要な教員を確保している。

(2) 非常勤講師の配置について

非常勤講師の委嘱については、「秋田公立美術工芸短期大学出講及び非常勤講師の委嘱に関する規程」の第4条、第5条に基づいて行っている。現在は、教養系科目に9人、専門科目に2人を委嘱し、必要な教員を確保している。

【分析結果とその根拠理由】

本学の目的に沿った教育課程に必要な教員（専任教員と非常勤教員）を確保している。

非常勤教員の配置についても、今後は、教養系に限らず専門分野を補完する機能の充実を図る必要がある。

観点3-1-③：各学科に必要な専任教員が確保されているか。

【観点到係る状況】

本学における専任教員は表3-3のとおりである。

工芸美術学科では、9コースにそれぞれ1人または2人の専任教員を配置している。また、平成18年度に基礎造形分野担当教員の採用により、専任教員を確保した。

産業デザイン学科では、制作系を中心とする専門分野に11人、教養基礎・専門基礎分野に専任教員4人を配置している。各専門分野においては、1人または2人の専任教員を配置している。平成18年度の再編に伴い、学科内教員の再配置、新規開設分野教員の採用により、専任教員を確保した。

表3-3 必要教員数に対する教員数、教授数とその割合

学科	学生定員	設置基準に定める教員数	専任教員	教授数	必要教員数に占める教授の割合
工芸美術学科	60	4	13	6	150%
産業デザイン学科	90	4	15	5	125%
計	150	8	28	11	137.5%

【分析結果とその根拠理由】

以上、本学は短期大学の設置基準に比し、専任教員の割合も高く、短期大学設置基準第 22 条に基づく別表第 1 に定められた必要教員数及び要件、専門職育成のためのそれぞれの規程を満たしており、各学科の教育課程を遂行するために必要な専任教員を確保していると判断する。

観点 3-1-④： 短期大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置（例えば、年齢及び性別のバランスへの配慮、外国人教員の確保、任期制や公募制の導入等が考えられる。）が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の学科別男女年代別構成は、表 3-4 のとおりである。

また、外国人教員は産業デザイン学科に 3 人である。

開学時、年齢構成に多少の偏りが見られ、また年齢層も高くなっていた。その後、教員の転出に伴う補充の際に、教員組織の活動をより活性化するため、（１）全教員の年齢・性別構成への配慮、（２）公募制による採用、（３）外国人教員の採用、を行っている。

表 3-4 教員の学科別男女年代別構成（【 】内は、外国人教員数を示す） 平成 20 年 3 月 31 日現在

学科	60 代		50 代		40 代		30 代	
	男	女	男	女	男	女	男	女
工芸美術学科	2		3		2	1	5	
産業デザイン学科			4		5	2【1】	4【2】	
計	2		7		7	3【1】	9【2】	

【分析結果とその根拠理由】

本学では、年齢や性別構成に配慮した採用、外国人教員の採用、公募制による採用、を実施し、教員組織の教育活動の活性化を図っている。

観点 3-2-①： 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。
特に、教育上の指導能力の評価が行われているか。

【観点に係る状況】

本学における教員の採用や昇格に関わる選考方法と選考組織については、「秋田公立美術工芸短期大学教員選考規程」（別冊資料 B）に定めている。さらに、教員が備えるべき教育および研究上の能力や条件については、「秋田公立美術工芸短期大学教員選考基準」（別冊資料 B）に、教授、准教授、助教の職位ごとに定めている。教員の採用や昇格に際しては、これらの選考規程と選考基準に従い、人事委員会が候補者の資格審査を行い、教授会が人事委員会の審査結果をもとに採用や昇格の可否を決定している。

教育上の指導能力の評価については、教員採用時に応募者（候補者）から「研究業績書」、及び「大学におけ

る教育および自己の研究活動についての抱負（レポート）」を提出させ、その内容を審査材料としている（資料：「専任教員の公募要領」）。さらに、書類審査後に面接試験を実施して、指導能力等を評価している。

また、学内教員の昇格審査については、研究業績、社会活動、大学運営、に対する評価を基に行っている。ただし、教育上の指導能力の評価については、早急に評価方法等評価体制を整備する必要がある。

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用や昇格については、「秋田公立美術工芸短期大学教員選考規程」、及び「秋田公立美術工芸短期大学教員選考基準（前掲）」の定めに従い、適切に運用している。

観点 3-2-②： 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

【観点到係る状況】

平成 12 年度の「自己点検・評価」時に教員の教育活動に関する点検がなされた（別冊資料 G, H 第 1 回自己点検評価書）。平成 17 年度から本学ホームページ上に教員紹介ページを設け、教員の専門分野及び研究活動を紹介している（教員紹介ホームページ <http://www.amcac.ac.jp/handicrafts/staff.html>, <http://www.amcac.ac.jp/design/staff.html>）。

また、教員の研究活動は、秋田公立美術工芸短期大学紀要（別冊資料 E）、学報（別冊資料 F）を毎年発行して公表しているほか、美術系大学の特性を生かし、大学開放センターアトリエ「ももさだ」において「教員展」（資料 3-2-2-A 教員展目録）を開催し、広く市民に公開している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、美術系大学の特性を生かし、教員展や各種展覧会での作品の公開を積極的に実施しており、社会的評価を頻繁に受けていると考える。

観点 3-3-①： 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

【観点到係る状況】

教員の教育内容と相関性を有すると考えられる研究活動及び主な担当授業科目（資料 3-3-1-A）の一部を表 3-5 に示す。

表 3—5 教員の研究活動及び担当授業科目

	職位・教員名	研究活動	担当授業科目
工芸美術学科	教授 渋谷 重弘	ミクストメディア	絵画演習 I, 美術表現演習, 表現素材演習 II, 絵画技法演習, 卒業制作(絵画 A)
	准教授 竹田 園子	型染による表現技法の研究	材料学, 染織演習 I・II・III(染色), 卒業制作(染織 B)
産業デザイン学科	教授 渡邊 有一	商品企画 デザイン演習論	デザイン計画概論, SD演習 I・II, プレゼンテーション演習, 卒業制作 I・II
	准教授 官能 右泰	タイポグラフィー&エディトリアル・デザイン アジアのポスター・グラフィック	グラフィックデザイン概論, グラフィックデザイン演習 AI・II, 卒業制作

【分析結果とその根拠理由】

資料「教員の研究活動及び研究業績と担当授業科目」に示すとおり、教育の目的を達成する基礎として、教育活動と関連する研究活動を行っている。

観点 3—4—①： 短期大学において編制された教育課程を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。

【観点到に係る状況】

教育支援者として、事務職員、教務補助員を配置しており、また、技術講師を委嘱している。

事務職員は、事務局長 1 人、事務局次長 1 人、総務課（庶務、経理）に 13 人、学生課（教務、学生、保健）に 8 人を配置している。また、附属図書館には司書の他 1 人を配置している。更に、教員の事務的な支援者として、研究棟受付（インフォメーション）に職員を 2 人配置しており、それぞれ両学科の担当となっている。業務内容は、教員の研究費等の執行など、教育・研究に関わる事務処理などである（資料 3—4—1—A 学内組織図）。

本学では、教育課程の性格上、専門の演習、実習科目を多く開設しているため、授業等の補助を目的に、教務補助員を配置している（資料 3—4—1—B「秋田公立美術工芸短期大学の補助職員及び教務補助員の任用に関する規程」）。現在、工芸美術学科では 6 人を配置し、漆工芸、金属工芸（鋳金）、金属工芸（彫金）、窯芸（ガラス）、染織の各コース及び基礎造形分野の授業等の補助を行っている。産業デザイン学科では、2 人を配置し、11 分野にわたる授業等の補助を行っている。平成 18 年度の学科再編に伴う授業科目の増加等に対応するため、増員の必要があると考える。

技術講師は、平成 19 年度は 10 人（工芸美術学科 7 人、産業デザイン学科 3 人）に委嘱している。

【分析結果とその根拠理由】

教育課程を展開するのに必要な事務職員等を配置していると考ええる。また、本学は技術職員を配置していないため、教務補助員については、産業デザイン学科の授業科目の増加等に対応するため、増員の必要があると考える。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、制作を中心とした美術系の短期大学として、多くの専門分野を有し、全ての分野に専任教員を配置している。

【改善を要する点】

両学科とも再編などにより、学生が選択できる専門分野が増えた一方、教員の指導能力については評価を行っているが、統一した評価システムは確立されていない。また、現在、教員の昇格は、その審査が研究業績、社会活動、大学運営に重きを置き、教育活動が明確には評価対象として位置づけられていない。早急に教員の指導能力の評価体制を整備し、改善すべきであるとする。

教育支援者については、今後、教務補助員の増員の必要がある。

(3) 基準3の自己評価の概要

本学は、教員組織編制の基本方針は、整備しており、教育課程を遂行する上で適切であると判断する。

両学科及び専攻科においては、多岐にわたる専門分野に専任教員を配置しており、教員の採用や昇格についても学則等学内規程の定めに従い、適切に行われている。ただし、教育活動の評価については、評価体制を早急に整備する必要がある。

教育内容等と関連する研究活動については、各専門分野の研究活動が行われている。

教育支援者については、教育課程を展開するのに必要な事務職員等を配置しているとする。ただし、教務補助員については、増員の必要があるとする。

以上のことにより、本学は概ね本基準を満たしていると言える。

基準 4 学生の受入

(1) 観点ごとの分析

観点 4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等が記載された入学受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

【観点到係る状況】

本学の工芸美術学科、産業デザイン学科および専攻科のアドミッション・ポリシーは、平成 19 年度に表 4-1 のとおり定めており、大学案内（別冊資料 C）、入試案内（別冊資料 J）、学生募集要項（別冊資料 K）、およびホームページ（<http://www.amcac.ac.jp/amcac/philosophy.html>）等に記載し、志願者や高校関係者、保護者、一般社会に公表・周知している。そして、冊子等は、大学説明会やオープンキャンパス、高校訪問等で積極的に活用している。

表 4-1 アドミッション・ポリシー

工芸美術学科、産業デザイン学科 ○美術・デザインに関心を持っている人 ○基礎学力を備え、表現力向上に意欲のある人 ○大学で学んだことを社会に活かす意欲のある人 専攻科 ○美術・工芸・デザイン分野の高度な専門知識及び技術の修得を望む人

【分析結果とその根拠理由】

アドミッション・ポリシーは、本学の基本理念や教育目標にそって明文化している。また、各種媒体、進学説明会等で、志願者、高校関係者、保護者に公表され、周知できていると考える。

観点 4-2-①： 入学受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

【観点到係る状況】

アドミッション・ポリシーに沿って試験区分、受験科目の設定、試験内容が具体化されている。多様な試験区分によって、様々な可能性を持った学生の選抜・確保がなされてきた。本学では、1. 推薦入学試験（指定校特別推薦制度を含む）、2. 社会人特別選抜・帰国子女特別選抜、3. 一般入試（前期）・一般入試（後期）の 3 区分、5 種類の試験形態を採用している（別冊資料 K 学生募集要項、ただし、平成 21 年度分より帰国子女特別選抜及び一般入試（後期）は廃止）。学科ごとの選抜試験区分別の応募者数は、毎年募集定員を上回っており、アドミッション・ポリシーに対応した在学生が多く見受けられる。専攻科では広く学内外の志望者を対象に入試を実施している（別冊資料 K 学生募集要項）。

さらに、平成 17 年度には「附属高等学院の特別推薦枠の設定」や「入試区分の定員配分の改正」などを行い、意欲があり本学を強く希望する学生への配慮も行っている。また、平成 19 年度、専門的に美術を学んでいる附属

属高等学院の生徒をより積極的に受け入れるため、「附属高等学院の特別推薦枠の増員」がなされた（資料4－2－1－A 平成19年6月18日定例教授会議事録）。

平成21年度、一般入試（前期）より、受験者の負担を減らし、より多くの受験機会をつくることを目的に、「色彩表現」を廃止することが決定している。このように様々な工夫を凝らし、アドミッション・ポリシーに沿った学生の確保を進めている。

【分析結果とその根拠理由】

以上から、適切な学生の受け入れ方法を採用し、実質的に機能していると判断する。（資料4－2－1－B 「学生受入状況」）

観点4－2－②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

【観点に係る状況】

社会人入学者受け入れ方針は、「美術・デザインに関心を持っている人。大学で学んだことを社会に活かす意欲のある人。」である。社会人受け入れに関する基本方針は、秋田公立美術工芸短期大学ウェブサイト入試ガイド社会人・帰国子女特別選抜ページ（<http://www.amcac.ac.jp/exam/shakaijin.html>）および平成21年度学生募集要項（別冊資料K, P5）に記載されている。基本方針は入学試験の内容、面接時の質問に反映されている。社会人については、履歴書、実技試験成績、面接の結果を総合して判定している。面接委員の事前打ち合わせを行い、「受け入れ方針」と質問項目、採点の判断基準を確認している（資料4－2－2－A 推薦・社会人入学試験問題）。

留学生の入学者受け入れ方針は、現在示していないが、本学の外国人留学生は、外国人留学生規程（資料4－2－2－B）第2条「本学との協議に基づき単位互換が認められた大学等に在学または卒業したもの」が対象で、現在までいない。

【分析結果とその根拠理由】

社会人の受け入れは、受け入れ方針と試験内容の確認が毎年行われ適切に対応している。

留学生の受け入れは、受け入れ方針を示す必要がある。

観点4－2－③： 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

【観点に係る状況】

入学者選抜は入試委員会が、入試選抜区分ごとに「入学試験実施マニュアル」（資料4－2－3－A）を作成し、教授会で承認を得て実施している。

実技試験問題作成は、過年度の問題資料を踏まえて作成を行っている。問題作成者は事後に関係書類を入試委員会へ提出している。

面接試験は、評価項目設定と評価のあり方等を明文化し、実施している。可否判定原案は、入試委員会で作成し、学科会議、役員連絡会を経て教授会で審議され可否を決定している。

また、実施体制の改善例として、受験生からの「質問と対応」をまとめた監督者注意事項（資料4－2－3－B）

を作成し、対応の一元化を図っている。

【分析結果とその根拠理由】

入学者選抜は、改善を行いながら公正に実施している。

観点 4-2-④： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

【観点に係る状況】

出題者報告と合否判定のデータから区分ごとに毎年の傾向と問題点が議論され、その都度入試の内容や選抜方針が討議されている。入試成績のデータは受験者の入学後の成績データと併せて保管され、必要に応じた追跡調査が可能である。

本学は美術大学として両学科とも入学試験に実技考査を課しているため、試験結果自体が受入方針に沿うか否かの検証という側面を持つ。そのため出題者による試験状況の評価・報告と合否判定資料に基づく次年度実技試験の内容検討は特に慎重に行われ、学生受入実態の検証と選抜法の改善がなされている。

また専攻科課程の入学試験は作品持参の面接形式で、質疑は作品に関する内容を含めて行われる。合否判定に際しては作品の質および受験生の応答から技量や姿勢などが総合的に判断されるため、判定は同時に受入方針への適否判定としても機能している。試験の前後には面接担当者の方針確認や意見調整が行われ、教授会および学科会議で承認を得るなど、年度ごとに傾向や問題点を精査し、次年度に向けた検証や改善をしている。

【分析結果とその根拠理由】

入学者受入方針に沿った学生の受入が行われているかどうかを検証するための取組を行ない、その結果を入学者選抜の改善に繋げている。

観点 4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

【観点に係る状況】

本科生の募集定員は、工芸美術学科 60 人、産業デザイン学科 90 人の計 150 人である。表 4-2 に表すように本科生の入学定員については、適切な数の入学生を受け入れている。また平成 18 年度から、教員と事務職員による学生募集のためのプロジェクトを立ち上げ、平成 19 年度には教授会において正式に承認された。プロジェクトの活動目的と内容は、入学者選抜の基本方針の公表周知と、志願倍率を上げるための、合同進学説明会やアートイベント等への参加や、ホームページ上での受験関連ページの開設 (<http://www.amcac.ac.jp/singaku/>) など具体的な活動である。

表 4-2 学科および専攻科入学生数

人

年度	学科	入学定員	志願者	受験者	合格者	入学者
平成 16 年度	工芸美術学科	60	98	95	71	61
	産業デザイン学科	90	156	155	106	96
	専攻科	工芸美術専攻	10	15	15	7
		産業デザイン専攻	15	14	14	13
平成 17 年度	工芸美術学科	60	89	86	67	60
	産業デザイン学科	90	155	146	101	91
	専攻科	工芸美術専攻	10	14	14	13
		産業デザイン専攻	15	12	12	10
平成 18 年度	工芸美術学科	60	119	111	71	65
	産業デザイン学科	90	165	161	102	93
	専攻科	工芸美術専攻	10	7	7	5
		産業デザイン専攻	15	17	17	7
平成 19 年度	工芸美術学科	60	116	115	68	64
	産業デザイン学科	90	115	111	99	94
	専攻科	工芸美術専攻	10	14	14	11
		産業デザイン専攻	15	4	4	4
平成 20 年度	工芸美術学科	60	91	91	69	64
	産業デザイン学科	90	176	171	103	91
	専攻科	工芸美術専攻	10	10	10	8
		産業デザイン専攻	15	18	18	16

【分析結果とその根拠理由】

本学では、入学定員と実入学者数との関係の適正化を図っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は美術分野に特化した短期大学であり、全ての入学試験において、試験区分ごとに実技試験を実施している。この多様性を持った試験区分と試験内容によって、美術に対する幅広い資質を持った学生の受け入れが可能となっている。

【改善を要する点】

本学が求める学生像や選抜方法に関しては、従来も大学案内やホームページ等で周知してきたが、アドミッションポリシーをより明確にして掲載したのは、平成 19 年度に定められてからである。今後、大学案内や学生募集要項、ホームページ、各種説明会等で、さらに積極的に周知していく必要がある。

（３）基準４の自己評価の概要

本学は美術分野に特化した短期大学であり、試験区分ごとに実技試験を課すなど、特徴ある選抜方法を行い、学生の受け入れに独自性を出している。さらに過去３年間の受験平均倍率は1.43であり、一定の志願倍率と受験倍率を維持している。また入試実施体制については、年次報告書を基に、年度ごとに検討している。例えば、実技試験の内容や出題者と採点者の選出方法の決定、試験科目や持参用具の見直し、社会人特別選抜入試に関する再検討、センター試験導入の検討、受験生に対応したデッサン指導等の体制の整備など、多岐にわたる。

さらに、平成 21 年度の学生募集から、推薦枠の拡充と社会人特別選抜の試験科目の変更など、試験区分や試験科目、定員や日程の変更等を含んだ大幅な改革を実行する。このような検討・改善を継続的に行っており、より充実した入試実施体制をつくり、その結果を入学者選抜の改善に役立てている。以上のことにより、本学は本基準を満たしていると言える。

基準 5 教育内容及び方法

(1) 観点ごとの分析

＜短期大学士課程＞

観点 5-1-①： 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、教養教育及び専門教育のバランス、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点到係る状況】

本学の教育の目的は前述した通りである。また授与される学位は工芸美術学科は短期大学士（美術工芸）であり、産業デザイン学科は同（デザイン）である。これらに照らして、いわゆる教養教育にあたる両学科に共通する授業科目として「教養基礎科目群」と、それぞれの学科の専門性を生かした授業科目である「専門科目群」の2区分によって構成している（表5-1）。この両科目群はすべて、修学期間を4セメスターとして配置している。

工芸美術学科においては、設置全科目に占める「教養基礎科目群」と「専門科目群」の比率は、工芸美術学科においては、「教養基礎科目群」は約37%、「専門科目群」は63%である。産業デザイン学科においては、「教養基礎科目群」が約32%であり、「専門科目群」は約68%である（表5-1 学科別設置科目数一覧）。

教養基礎科目群は、一人ひとりの学生が、確固たるアイデンティティを確立し、さらに、社会人・職業人としての知識・教養を身につけるための科目となる。専門科目群との関連性を保ちながら、「人間と文化の理解」「現代社会の理解」「人間と自然・科学の理解」「外国語」「体育」の5分野で編成している。これらの教養基礎科目は専門科目とのバランスを考慮し、二年間にわたって偏りがないように配置している（別冊資料C 大学案内、P16～17）。

表5-1 学科別設置科目数一覧

区 分		工芸美術学科	産業デザイン学科
教養基礎科目群	外国語	10 科目	10 科目
	人間と文化の理解	3 科目	3 科目
	現代社会の理解	3 科目	3 科目
	人間と自然・科学の理解	3 科目	3 科目
	体育	2 科目	2 科目
専門科目		57 科目	66 科目
合 計		78 科目	87 科目

（授業科目および単位数は学則第26条 別表第1のとおり）

専門科目群は、両学科それぞれに科目設置目的を定めており、下記「表5-2」に示す通りであり（別冊資料D シラバス・キャンパスガイド、P6）、実技を主体として、各分野での専門知識および専門技術を修得させることを目的とし、1年前期から専門科目も選択履修することとして基礎から応用まで段階的な編成としている。

工芸美術学科は素材別のコース制を導入している。学生は1年次にそれぞれのコースの基礎科目である9科目

のなかから3科目を選択履修する。その3科目の授業体験の後、将来の進みたいコースを一つに絞り、2年次にコース配属となる（別冊資料C 大学案内、P16～17）。産業デザイン学科では、学生にとって自らの学ぶ方向性を明確化できるように、1年後期から「11の専門分野」科目の選択履修と学びの姿勢（学ぶ方向性）の質の違いによって設定されている2つの「領域」（SD（デザインサイエンス）、CMD（コマースメディアデザイン）の体験授業を通して理解させている。2年次には11の専門分野の中から一つを選択し、それぞれの分野に所属することとしている（別冊資料C 大学案内、P28～29）。

表5-2 専門科目群の設置目的

学科名	目的内容
工芸美術学科	「ものづくり」を志す学生に、各分野での専門技術を修得させることを目的としている。1年次から専門的基礎知識、技術を段階的に履修していくことにより学習意欲を喚起させ履修目的を明確にし、より効果的に技術を修得できるようにしている。
産業デザイン学科	「デザイン」を志す学生に、デザインの意義や基礎的な専門知識を、段階的に修得させることを目的としている。デザインに対する好奇心を増幅させ、学生の可能性をひらき、自立した職業人を自ら創りあげる一助として、11の専門分野にかかわる豊富な選択科目を用意している。

表5-3に、専門科目群についての設置目的に添った具体的事例を示す（別冊資料D シラバス・キャンパスガイド）。

表5-3 専門科目群の授業概要例示（工芸美術学科）

科目区分名	授業科目名	配当年次	授業科目の概要
専門科目	材料学	1年前期	工芸作品、製品を制作するには、造形の意図に最も適した材料（素材）の選択が必須の条件となる。そのため本講義では本学に設置されている工芸の各分野で従来から活用されてきた材料（素材）や近年の開発素材等について、その種類・特性・用途などを、オムニバス形式で解説する。
専門科目	東洋工芸史	1年前期	日本工芸美術の出発点というべき正倉院宝物をとりあげ、源流である中国・唐時代の作例と、そこから徐々に独自の展開を遂げていった日本の作例を対比する。初期に受容・吸収された外来文化とはいかなるものだったのか、それらは後に日本の中でいかに展開していったのか、幅広い視野で観察していきたい。
専門科目	デザイン計画論	1年後期	一人よがりにならず、生活者に望まれ、かつ喜んでもらえるデザインを生み出すためには、何をどのように進めていけば良いのか、その考え方と実際のやり方について講義と演習を行う。私たちは、工芸品、家電製品、家具・インテリア用品、住宅、店舗、パッケージ、パンフレット等、デザインされた物や情報や環境に囲まれている。それらは、一体どのようなプロセスや方法（デザイン計画）で作られているのか。様々な事例紹介を交えた講義を通して、デザイン計画の意義と立案手法の基礎を学ぶ。理解を深

			めるために、授業中にデザイン計画の立案演習を行う。演習は秋田市内の特定エリアを想定して、敷地計画、店舗・施設計画、商品計画の概略を立案する。
専門科目	構成論	1 年後期	構成とは、「すべて造形に共通する基礎的で重要な問題について、論理及び実技を通して専門的に研究する領域である。」あらゆる造形世界での基礎的な重要な問題を構成の原理に焦点を当て、「造形要素」「造形の秩序」「構成の方法」「造形心理学」など、関連理論を論述し、造形に関わった複数の作家の研究事例について、ビデオ、作品集、書籍とを交えながら総合的に解説する。 *参考図書は、毎時、独自の資料を作成し、配布する
専門科目	木工演習Ⅰ	2 年前期	ペーパーナイフの制作を通して、アイデアの展開方法、制作図面の描き方、手道具等の扱い方（墨付けや切削方法）、フィニッシュワーク（木地調整、塗装）を体験する。
専門科目	木工演習Ⅱ	2 年前期	木工演習Ⅰで体験した作業工程に準拠しながら、木取りに必要な大型機械の操作や組立に必要な治具の作り方を教授しながら、期間内に下記の 2 つの課題を課す。2 コマ続きの演習科目であり、以下のスケジュールで展開します。 [課題1] 異なる樹種を用いた寄木によって板材を作り、指物技法による「被せ蓋の小箱」の制作。 [課題2] 「小動物」をモチーフとし、形態の特徴を捉えた単純化（抽象化）の方法とカービング（彫刻／削り出し）の技法を用いた作品の制作。
専門科目	木工演習Ⅲ	2 年前期	インテリアエレメントとしての「小椅子」の制作。条件設定を自ら行い、自分のイメージを形へと絞り込む過程を経て、諸条件への解を与えて（サイズ、形態、組み方、面の処理等）図面を完成させることを第一段階として、これまで体験した作業手順と技術を踏まえ、新たにホゾ組の習得を目指す。 期間内に確実に作品を「完成」させ、最後に作品のプレゼンテーションを行うことで終了とする。

【分析結果とその根拠理由】

本学は美術系かつ短期大学ということで、多様な実技系の科目を多く開設し、すべての面で短期集中、実践教育型のカリキュラム構成としている。制作することを通して基礎的知識や技術の修得を目指している。1 年前期から教養基礎科目とともに専門科目をも選択履修させることで、社会人としての教養を育みつつ、ものづくりの世界へのモチベーションを高め、工芸美術や産業デザインの世界をいち早く体感できる組立であり、体系的で段階的な科目編成が取られている。したがって、授業科目が適切に配置され、教育課程の編成の趣旨に沿ったものと判断する（時間割：別冊資料 D シラバス P33～42、履修モデル：別冊資料 D シラバス P13～22、コースツリー：別冊資料 C 大学案内 P8～10 および P30～32）。

観点 5-1-②： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

1 年前期では、色彩構成、材料学、西洋美術史、造形表現基礎（素描・彫塑）、平面（立体）デザイン基礎、デザイン概論・演習、美学等の『美』の感覚、表現能力など、最も基本的な思考と技術を修得するための科目を履修する。ものの作りの意味を早めに理解するために、講義と演習を組み合わせ、知識と技術の効率的履修を目的としている。さらに平成 18 年度より産業デザイン学科では、SD（デザインサイエンス）、CMD（コマースメディアデザイン）という学びの姿勢の違いによる 2 領域を設け、その根幹となる SD 演習 1、2 及び CMD 演習 1、2 を、それぞれ 1 年後期、2 年前期に履修する。「領域」という学びの質の違いを理解し、自らの方向性を明確にできるように、「11 分野制」に関連した基礎的な科目を配置している。その結果、専門科目群において多様な科目選択が可能となっている。（別冊資料 C 大学案内、P16～17）。

1 年後期から 2 年前期においては、基礎的科目を発展させ、『芸術家』『デザイナー』になるためのより実践的な知識、技術の養成を目的とし、理論的思考、技術力の展開を目指している。

2 年前期では、修得した知識・技術をもとにして学生が希望する進路に応じて選択履修する。自ら選択したテーマを立案、検証、制作し、その過程を通して卒業制作につながる高度な専門技術と知識の養成を目的としている。2 年後期では各コース、各分野ごとに卒業制作を中心に履修する。工芸美術学科では、平成 18 年度より各コースの 2 年生後期の実習を廃止し、学生が卒業制作に集中できる環境を整えている。

専門科目群における段階的科目の構成はその一部を「前掲 表 5-3」で例示した通りである。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、授業の内容（授業科目の内容シラバス P.43～342）が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

観点 5-1-③： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点に係る状況】

各学科とも教員の有する専門性と授業内容の相関は強く、各教員の研究成果が授業内容に反映されている。本学における研究成果は出版物、本学紀要および教員作品展などで公表され、教員・学生が確認可能である（各教員の研究活動内容については、別冊資料 F「学報」第 11 号研究活動報告参照）。

産業デザイン学科では、平成 18 年度の学科改編で従来のコース制から領域制（平成 19 年度からは分野制）をとることにより、各教員が少人数体制で学生を指導することが可能となり教員の専門分野における研究がさらに深く授業内容へ反映されることとなった。また、教員の研究活動に共同研究者の一人として学生が参加し（資料 5-1-3-A）、学会発表等も行われている。

【分析結果とその根拠理由】

各学科の教員・学生の研究内容を盛り込んだ出版物、本学紀要等の記載、公募展などの作品発表冊子、特許等知的所有等を通して本学教員の主たる研究内容との間には十分な関連があり、各学科・専攻ごとに教員の特色ある研究活動の成果がその授業内容に反映されていると判断する。

観点5－1－④： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他学科の授業科目の履修、他短期大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施、専攻科教育との連携等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点に係る状況】

工芸美術学科では2年次のコース選択に先立ち、9コースから3コースを選択、履修することで、学生の希望と適性に対応できるような科目編成となっている。また、産業デザイン学科において平成18年度より従前の3コース制を廃止し、多様な分野を履修したいという学生のニーズに応えられるよう、11分野に拡大し、それぞれの分野に関連する科目を編成し直した。

他学科の授業科目については、4単位までを限度として履修することができる制度を設け、履修した授業科目について所定の試験に合格したときは単位を認定し、卒業所要単位として認めている（履修規定第5条）。

他学科や他専攻の授業科目の履修例のひとつとして、工芸美術学科1年前期の「材料学」および産業デザイン学科1年後期の「デザイン計画概論」があげられる。これは両学科の修得すべき内容を総合的に扱う科目である。インターンシップやオープンハウスを毎年実施しており、学生に、卒業後の進路・就職などに積極的に考えられるように方向付けをしている。

現在、大学コンソーシアムあきたに参画し、秋田県内の高等教育機関（秋田大学、国際教養大など11機関）との単位互換協定を結んでいる（別冊資料P）。協定に基づき、本学の学生は他大学の授業を「特別聴講生」として授業料を相互に免除されて受講し、単位を取得することができる。

他大学で修得した単位の認定については、審査のうえ15単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修とみなしている（学則第35条）。

補充教育については、写真講習会など（資料5－1－4－A）必要に応じて各科目で行われている。実習系の授業の多い本学では、授業時間内に作業が完結しないことも多く、授業時間外の作業については適宜教員が指導時間を設け各学生に対応している。学生は継続しての作業が行いやすいよう、実習系の授業は主に午後に開設するなど、時間割上の工夫をこらしている。

また本学では、年2回特別講義を企画し、各分野で活躍する人材を講師として招聘し、補充教育を行っている。そのほか、市民を対象として開講している各界のスペシャリストを招聘しての市民講演会は、本学学生も参加できる設定とし、補充教育の役割を担わせている。

インターンシップについては毎年実施しているが、現在のところ単位の認定は行っていない。インターンシップ平成18年度参加者は、17社、31人。平成19年度は、19社、37人。オープンハウス10社のべ16人が参加している。

【分析結果とその根拠理由】

専門分化した実社会の美術分野に対応するために多様なコース、専門分野で対応している。

これらのことから、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断する。

観点 5-1-⑤： 単位の実質化への配慮がなされているか。**【観点に係る状況】**

実技を多く取り入れている関係で、各工房・コンピュータ室などの実習に使用する教室は基本的に午後8時まで使用可能としており、多くの学生が遅くまで利用している。図書館は午後7時まで利用可能である。

工芸美術学科では、卒業制作の内容を高めるために、平成17年度より、従前までの2年生後期開講の各実習（4単位）を廃止した。その結果、卒業制作に集中でき、調査研究について十分な時間が確保されることとなった。

【分析結果とその根拠理由】

単位の実質化への配慮は十分になされていると判断する。

観点 5-1-⑥： 夜間において授業を実施している課程（第二部や昼夜開講制（夜間主コース））を有している場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされているか。

該当なし。

観点 5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）**【観点に係る状況】**

工芸美術学科においては、平成14年度より1学年60名の定員を9コースに配分しており、1コース7～8名という少人数制の指導を行っている。

産業デザイン学科においては、平成17年度まで1学年90名の定員を3コースに配分していた状況をあらため、少人数の授業を開設できるよう、コース制とカリキュラムの改編を行った。平成19年度からは“分野”を全面に打ち出し、各分野で教室やアトリエを決め、学生が制作し易いようにしている。

工芸美術学科、産業デザイン学科ともに、個別の授業レベルでの工夫にとどまらず、カリキュラムの変更、改組までをふくめた対応を適宜行っている。学生の中には、自主性や学習意欲が欠如している者や「工芸」「デザイン」に対する意識が低い者もあり、それらの学生に対して、早い段階で実技系の演習を履修させ、目的意識を明確化させ学習意欲を喚起させるカリキュラム編成を行っている。

授業での視聴覚機器の利用状況については、平成7年開学で比較的新しい設備である事に加え、教員からの要望をもとに、機器の更新、追加等を順次行っており、最大限の配慮を行っている。

産業デザイン学科においては、PC活用は当然のこととして頻繁に活用している。したがって実習用コンピュータ機材については、概ね4年ごとの更新を継続的な計画として行っており、平成19年度には機材の更新をした。

視聴覚機材については、液晶プロジェクタとパーソナルコンピュータを使つての授業が増加しており、一般講義教室への常設スクリーンの設置、液晶プロジェクタの追加導入を手始めに、順次設備強化している。

各学科・専攻科において少人数教育を実施し、きめ細かな指導体制が整えられている。学生の作業効率に配慮

した時間割の編成を行っている。施設・設備も充実し、学生の学修環境へは最大限の配慮をはらっている。本学で年数回開催される市民開放講座や、大学開放センターで行われる多彩なワークショップおよびシンポジウム、展覧会は、学生の補充教育の一端を担っている。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、授業形態の組み合わせ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点到係る状況】

平成 18 年度よりシラバスの記載内容を見直し、学生に各授業の開設意図が伝わることを重視したものに改変した。基本構成として「授業概要」「授業のねらい」「履修上の注意」「評価方法」「学生へのメッセージ」を記載している（別冊資料D シラバス・キャンパスガイド）。

学生に対しては、入学時の履修ガイダンスにおいて、科目選択のための判断材料としてシラバスを活用すること、また授業を進めていく上でも活用することを説明し、キャンパスガイドと併せて冊子とし配布している。

平成 19 年度の短期大学設置基準の改正に伴い、全 15 回の授業計画を明示し、学生に事前に授業内容の周知をさせることにした。また、「評価方法」についても学生にわかり易く、客観性及び厳格性を確保するため、その基準をあらかじめ明示した。

【分析結果とその根拠理由】

シラバスに「授業計画」や「評価方法」をより詳しく明示することによって、あらかじめ授業について学生が周知することにより、学生がスムーズに履修計画が立てられることとなった。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する（授業内容は別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP43～342、成績評価方法・基準は別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP10）。

観点 5-2-③： 自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

【観点到係る状況】

本学は大学の規模が比較的小規模である事に加え、授業時間外の実作活動が不可欠な芸術系短期大学であるため、学生の自主学習については、各教員の裁量により、設備利用等を含め柔軟な対応がとられている。

実習の多い本学の特殊性に加え、溶解炉や大型工具類の使用もあるため、5時限目の授業終了後も、毎日のように夜遅くまで、教員が制作の指導・監督をしている。卒業・修了制作展前には、土日もアトリエを開放し、指導している教員もいる。学生は、おもに授業時間外に開放された各教室やコンピュータデザイン室等で自主学習を行うこととなるが、元米穀倉庫を改装した創作工房棟では、学生はいつでも自由に制作活動を行うことができ、創作工房棟時間外使用申請書（資料 5-2-3-A）を提出し許可を受けることにより夜間の使用も可能となっている。

平成 19 年度の創作工房棟の夜間使用状況は、表 5－4 に示すとおりである。

表5－4 平成 19 年度の創作工房棟月別時間外使用実績

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
29 日	24 日	29 日	31 日	31 日	30 日	30 日	29 日	29 日	16 日	24 日	29 日

図書館の開館時間については、開学当初、17 時までであった開館時間を、現在は 19 時まで延ばしている。本学の特性上、美術・工芸・デザイン・情報に関する蔵書が多く、年 2 回教員から購入希望アンケートを集約し、加えて常時学生・教員から提出される購入希望図書のデータを基に、購入図書が決定されている。また、新規の情報が掲載されている雑誌類に関しても、新たに貸出制度を設け、学生のニーズに応えている。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、自主学習への配慮、基礎学力不足の学生への配慮が組織的に行われていると判断する。

観点 5－2－④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし。

観点 5－3－①： 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点到係る状況】

成績評価については、「秋田公立美術工芸短期大学学則」第 5 章教育課程および履修方法等、第 29 条（学修の評価）、「秋田公立美術工芸短期大学学科履修規定」第 8 条（成績の評価）で定めている。成績評価は、試験並びに平常の成績及び出席状況を総合して判断するが、科目別の具体的な成績評価については、シラバスに「評価方法」の項目を設け学生に周知している。優（100 点～80 点）、良（79 点～70 点）、可（69 点～60 点）、不可（59 点以下）の 4 段階評価を設定し、優、良及び可を合格とし所定の単位を与えている。

卒業認定基準は、「秋田公立美術工芸短期大学学則」第 6 章卒業等、第 30 条（卒業の要件）、第 31 条（卒業）に規定している。卒業所要単位数は工芸美術学科 64 単位以上、産業デザイン学科 62 単位以上である。既修得単位の認定は、秋田公立美術工芸短期大学学則」第 6 章卒業等、第 33 条（他の短期大学又は大学における授業科目の履修等）で定めている。

既修得単位の扱いについては、「認定」という評価項目を新たに設け、単位を認定した理由については、担当教員が理由書等の様式に記入し、教務委員会にて検討した上で教授会で審議、決定している。

これらの内容については履修ガイダンスを各学科で実施し、学生に周知している。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、成績評価基準及び卒業認定基準および既修得単位の認定が組織として策定され、学生にも周知されている。(別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP8～10)

観点5-3-②： 成績評価基準や卒業認定基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

成績評価および単位認定は、各担当教員が成績評価基準に従って成績記載シート(資料5-3-2-A)に成績を記載し、学生課教務担当が一括管理している。卒業認定は、教務委員会にて、「秋田公立美術工芸短期大学学則」第6章卒業等、第30条(卒業の要件)、第31条(卒業)で定めている卒業認定基準に基づき、単位修得状況を確認し、役員会の審議を経て、教授会にて審議、決定し認定している。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

観点5-3-③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

【観点到係る状況】

成績評価等の正確性を担保するための措置としては、単位認定・評価方法については、シラバスの評価方法欄に明示している。平成20年度からは、評価方法欄の記入を、学生にわかりやすく、また、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示している。また、学生が、学生課教務担当または教科担当教員に申し出を行えることを、シラバスに明記しており、実態として講じられている(別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP10 8.単位認定及び成績評価、通知)。また、成績に対する学生からの質問や申し立てを受付て、速やかに回答している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、成績評価等の正確性を確保するための措置が講じられていると判断する。

<専攻科課程>

観点5-4-①： 学科の教育との連携を考慮した教育課程となっているか。

【観点到係る状況】

専攻科は工芸美術学科及び産業デザイン学科におけるカリキュラム内容の修得を基礎として、さらにより高度な専門的知識や技術を修め実践力の一層の充実を図る機関である(別冊資料C 大学案内P42～43)。したがって、工芸美術専攻科課程及び産業デザイン専攻科課程のカリキュラムは学科において修めた知識や技術をさらに深めることを前提に「工芸美術専攻」及び「産業デザイン専攻」で構成している(別冊資料D シラバス・キャン

パスガイドP230)。

【分析結果とその根拠理由】

以上により、学科の教育との連携を考慮した教育課程となっている。

観点 5-4-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され（例えば、必修科目、選択科目等の配当等が考えられる。）、教育課程が体系的に編成されているか。

【観点に係る状況】

専攻科の授業科目は、工芸美術学科では専門教育科目（共通専門科目群と専門教育科目群で構成）と修了制作から成っている。産業デザイン学科では、専門基礎科目、専門技術科目、専門応用科目、修了制作から成っている。（別冊資料D「シラバス・キャンパスガイド」専攻科開設科目一覧）。

工芸美術専攻の共通専門科目では、造形表現演習（立体、平面）とデザイン表現演習とを開設している。また、産業デザイン専攻の専門技術科目では、各専門分野のより専門的な授業内容の充実を図るため、分野ごとに個別の授業を展開している。

専門教育に関わる科目では、工芸美術、産業デザインそれぞれの専攻において、学科に比べより高度な各専門分野の教育研究を実施している（別冊資料D シラバス・キャンパスガイド）。

工芸美術専攻課程及び産業デザイン専攻課程の教育課程の修了要件は 30 単位以上である（別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP230）。授業科目および単位数については、「学則第 41 条別表第 2」（資料 5-4-2-A）のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、専攻課程の授業内容が全体として、教育の目的に適切に配置され体系的に編成されていると判断できる。

観点 5-4-③： 授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

【観点に係る状況】

両専攻課程ともに、それぞれのコース・分野に所属し、少人数制の指導を行っている。また、学外演習として「古美術研究」「地域産業研究」を行っている。ものづくりの原点ともいえる古美術作品の研究を通じて、美術工芸への理解を深めるために日本の寺社、遺跡や秋田県内の地域文化とかかわりの深い産業現場を訪れ、生産現場の現状を把握するとともに、美術・工芸およびデザインへの知識を高めている。平成 20 年度から産業デザイン専攻では、「地域産業デザイン研究」「デザイン作品研究」を新たに開講して、地域の大学として、地域文化とかかわりを持つ科目の整備を進めている。授業科目の開設状況（別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP232）、履修モデル（別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP231～234）のとおりである。

前期では専門性に基づく技術と知識をより高める科目を中心に配置し、地域産業との共同研究を兼ねた実践的な授業も展開している。後期では、これらの学習の集大成としての修了制作に集中できるようカリキュラムを編成している（別冊資料B 学則第 41 条別表第 2、別冊資料D シラバス・キャンパスガイドP232, P234）。

【分析結果とその根拠理由】

両専攻科課程の教育内容には、必要な科目が配置され教育課程の趣旨に沿ったものといえる。科目間はすべてにおいて関連性を持ち、それらを統合した論理的思考の修得が実現されていると考える。平成 20 年度より、産業デザイン学科専攻科課程においても、新たな分野制導入により、連携した科目編成の整備がなされた。これらのことより、授業内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものと判断できる。

観点 5-4-④： 授業の内容が、全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映したものとなっているか。

【観点到に係る状況】

授業内容に研究した内容が反映されるように、できるだけ実践を捉えた教育内容を展開するように工夫している。特に地域の特性を捉え、それらに関連する工芸美術及びデザインの果たすべき役割を把握することは、教育目的を達成するうえで重要な意味を持つと考える。また、現在、産業デザイン専攻では、昨年度から学科のカリキュラムの改編にともなって、専攻科においても研究成果を反映するための改編を進めた。

少人数制の指導により、学科で修得した基礎的技術・知識をふまえて、より専門的な制作・研究を行うことができ、さらに「地域産業研究」「地域産業デザイン研究」などの科目により、学外との連携による実践的な体験ができる環境も整備されている。(資料 5-4-4-A「シラバス 地域産業研究」)、(別冊資料 C 大学案内 P42～43) のとおりである。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、授業内容が全体として教育の目的を達成するための基礎となる研究の成果を反映されていると判断できる。

観点 5-4-⑤： 学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成（例えば、他専攻の授業科目の履修、大学との単位互換、インターンシップによる単位認定、補充教育の実施等が考えられる。）に配慮しているか。

【観点到に係る状況】

産業デザイン学科専攻における「地域産業デザイン研究」では学生の興味・関心のあるテーマに沿った研究を行うことができ、学生のニーズに応えるものとしている。また、県内の国公立大学、短期大学との単位互換も実施している。平成 20 年度前期における他学科への履修状況を見ると、工芸美術専攻では、「デザイン表現演習」8 人（在籍 8 人）が履修している。

【分析結果とその根拠理由】

上記より本学では、学生の多様なニーズ、社会からの要請等に対応した教育課程の編成に配慮していると判断される。インターンシップの受入企業の業種等に関しては、毎年実施している企業訪問により、より専門性の高い内容になるように検討と充実を図っている。

観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組み合わせ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。（例えば、少人数授業、対話・討論型授業、フィールド型授業、多様なメディアを高度に利用した授業、情報機器の活用等が考えられる。）

【観点に係る状況】

科目の構成は、工芸美術学科では、共通専門科目と専攻別専門教育科目とからなり、「共通専門科目」については全て必修とし、基幹的な知識を確実に修得することとしている（資料 5-5-1-A 専攻科開設科目一覧）。

「専門教育科目」では、実技系の選択必修科目と講義系の選択科目が開設されている。「選択必修科目」では演習 2 科目、実習 1 科目を必修とし、十分な実技時間を確保し、より完成度の高い作品づくりが行なわれることを目指している。「美術作品研究」、「古美術研究」においては、国内の寺社、遺跡や重要な美術品を調査研究のうえ鑑賞するという、ともにフィールドワーク型の授業形態をとっている。

また、「地域産業研究」「地域産業デザイン研究」では、地元秋田の企業、施設や工房を訪ね生産現場の現状を把握するとともに、今日の生活者が求めている工芸・デザインについて調査研究することとしている。

入学定員は工芸美術学科 10 名、産業デザイン学科 15 名となっているため、各コースに在籍する学生は自ずと少人数となり、教員とのコミュニケーションも充分はかられ、きめ細やかな指導体制がとられている。

【分析結果とその理由】

これらのことから、授業形態の組み合わせ、バランス等も適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法がなされていると判断できる。

観点 5-5-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度よりシラバスの記載内容を見直し、学生に各授業の開設意図が伝わることを重視したものに改変した。基本構成として「授業概要」「授業のねらい」「履修上の注意」「評価方法」「学生へのメッセージ」を記載している（別冊資料 D シラバス・キャンパスガイド）。

学生に対しては、入学時の履修ガイダンスにおいて、科目選択のための判断材料としてシラバスを活用すること、また授業を進めていく上でも活用することを説明し、キャンパスガイドと併せて冊子とし配布している。履修ガイダンスにおいては具体的な履修例を示すなどきめ細やかな指導を行っている。授業内容（別冊資料 D シラバス・キャンパスガイド P237～342）、成績評価方法・基準（別冊資料 D シラバス・キャンパスガイド P229）のとおりである。

【分析結果とその理由】

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され活用されていると判断する。

観点 5-5-③： 自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮等がなされているか。

【観点に関わる状況】

学生の自主学習については、各教員の裁量により、設備利用等を含め柔軟な対応をとっている。実習棟での自主学習は20時まで開放している。図書館の開館時間については、平成15年度より8時30分～19時へと延長し現在に至っている。本学の特性上、美術・工芸・デザイン・情報に関する蔵書が多く、年2回教員から購入希望アンケートを集約し、加えて常時学生・教員から提出される購入希望図書のデータを基に、購入図書が決定されている。また、新規の情報が掲載されている雑誌類に関しても、新たに貸出制度を設け、学生のニーズに応じている。教室（パソコン教室、各実習室、講義室）を自主学習用に20時まで開放、創作工房棟では夜間の自主学習も可能などの対策をとっている。

また、基礎学力が不足している学生や自主学習への配慮も考え、各教員が時間外に個別に対応している状態である。

以上、実習の多い本学の特殊性に加え、安全上の配慮から手厚い対応を取っている。

【分析結果とその理由】

これらのことから、自主学習への配慮、多様な専門分野への配慮がなされていると判断される。

観点5-6-①： 専攻科で修学するにふさわしい研究指導（例えば、複数教員による指導、研究テーマ決定に対する適切な指導等が考えられる。）が行われているか。

【観点に係る状況】

専攻科共通専門科目においては、一部複数教員で担当するものもあるが、専攻科課程は少人数かつ短期間（1年間）であることから、各専門コース担当の教員による授業の比率が非常に高くなっている（別冊資料D シラバス・キャンパスガイド P230～234）。また、修了制作における中間発表会及び中間プレゼンテーションには、コース、学科を越えて教員が参加・指導し、学生は多方面からのアドバイスを受けることが可能である。平成18年度より、工芸美術学科においては中間発表の回数を増やし、より手厚い指導体制をとっているとともに、産業デザイン学科においても平成20年度から、プレゼンテーションの内容の充実を図ることにしている。

工芸美術専攻課程・産業デザイン専攻課程の各コース・分野における個別の研究活動においては、より高度な専門的知識や技術を修め、実践力の一層の充実図るため、専攻課程を超える選択科目の開設や複数指導教員からの指導を自主的に修学することができる体制をとっている（別冊資料C 大学案内 P42～43, 別冊資料D シラバス・キャンパスガイド P225～342）。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、専攻科で修学するにふさわしい研究指導がなされていると判断される。

観点5-7-①： 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されているか。

【観点に係る状況】

成績評価については、「秋田公立美術工芸短期大学学則」第5章教育課程および履修方法等、第29条（学修の評価）、「秋田公立美術工芸短期大学専攻科履修規定」（資料5—7—1—A）第8条（成績の評価）で定めている。成績評価は、試験並びに平常の成績及び出席状況を総合して判断するが、科目別の具体的な成績評価については、シラバス内に「評価方法」の項目を設け、学生に周知している。優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）の4段階評価を設定し、優、良及び可を合格とし所定の単位を与えている。科目別の具体的な成績評価については、シラバスに「評価方法」の項目を設け、学生に周知している。（シラバス p 230～231）

修了認定基準は、「秋田公立美術工芸短期大学学則」第8章専攻科、第42条（修了の要件）、第43条（修了）に規定している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価基準、修了認定基準および既修得単位の認定は、学則に基づき策定している。成績評価基準、修了認定基準および既修得単位の認定については、シラバスに明示されている。また、成績評価基準及び卒業認定基準および既修得単位の認定は、学生に周知されている。

これらのことから、教育目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されていると判断できる。

観点5—7—②： 成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

【観点到に係る状況】

各授業科目の成績評価の方法は学則に基づき、シラバス内「評価方法」の項目に記載されている。単位認定は、「秋田公立美術工芸短期大学学則」第5章、第28条（単位の授与）で定めている。定期試験は各期末に筆記、レポート提出、作品提出等の方法により行うが、授業科目によっては随時試験を行うこともある。授業科目の授業実施時間の3分の2以上の出席をしなければ、原則として授業科目の受験資格を失うものとし、所定の試験に欠席した者の追試験は行わない。ただし、病気その他特別の理由によりやむを得ず受験できなかった者に対しては、願い出により追試験を行うことができる。

成績審査は、各科目の内容により、筆記、レポート提出、作品提出、平常の成績、出席状況等の方法により行っている。成績評価は、基準に基づいて4段階で行っている。複数教員が担当する科目については、総合評価を行っている。

卒業認定は、教務委員会、役員連絡会を経て、最終的に教授会の議を経て適切に実施している。

修了認定は、「秋田公立美術工芸短期大学学則」第8章専攻科、第42条（修了の要件）、第43条（修了）で定めている。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切になされていると判断できる。

観点 5－7－③： 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。**【観点に係る状況】**

成績評価等の正確性を担保するための措置としては、学生が、教科担当者に申し出を行い、学生課教務担当または教科担当者が事実確認を行い、対応している。

【分析結果とその根拠理由】

成績評価等の正確性を担保するための措置は、個々の学生の申立てに対して教科担当者が対応している。学生からの成績評価に関する申立てについては、平成 20 年度からシラバス内に記載している（別冊資料 D シラバス・キャンパスガイド P10）。これらのことから、成績評価等の正確さを担保とするための措置がなされていると判断できる。

（2）優れた点及び改善を要する点**【優れた点】**

各学科・専攻科において少人数教育を実施し、きめ細かな指導体制が整えられている。学生の作業効率に配慮した時間割の編成を行っている。施設・設備も充実し、学生の学修環境へは最大限の配慮をはらっている。本学で年数回開催される市民開放講座や、大学開放センターで行われる多彩なワークショップおよびシンポジウム、展覧会は、学生の補充教育の一端を担っている。

【改善を要する点】

基礎学力不足の学生に対しては、現状では各教員が個別に対応しているが、今後は全学的な問題としてさまざまな角度から対応を検討する必要がある、自主学習時間、施設の措置についても検討をする必要がある。

（3）基準 5 の自己評価の概要

各学科・専攻科とも本学の教育目的に基づいて教育課程を編成しており、教養教育と専門教育のバランス等に配慮し、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されていると考えられる。

産業デザイン学科では平成 18 年度から従来のコース制を廃止して、学科の教育課程を刷新した。これは従来までの必修科目を少なくして、選択科目を大幅に増加し、学生の履修目的をより明確にすることで学生の質を高めようとしたものである。今後は学生の学ぶ姿勢・自主性が高まるとともに、よりきめ細かく学生の希望進路に対応することが可能になる。

2 年次より工芸美術学科ではコース制、産業デザイン学科においては分野制となるが、学生が幅広く知識・技術を修得できるよう、両学科に共通する基礎科目や学問間の連携を図る科目については、多くを共通履修科目として開設している。今後さらに多様化するであろう学生のニーズ、または横断的な学術の発展動向、社会からの要請に鑑み、より緻密な検討が必要となってくると認識している。

近年、学問領域の拡大や産業構造の目まぐるしい変化、あるいは学生のニーズの多様化を踏まえた高等教育機関の連携としての単位互換が叫ばれ、ほとんどの大学でとりくまれている。本大学も取り組んではいるものの、交通機関の問題、美術系であることによる時間割（帯授業の開設）なども手伝って、本学学生の利用者はほとん

どない状態で推移している。国の支援を含めた抜本的に検討する必要があるように思われる。

実習系授業の多い本学では、その特殊性から時間割上にいくつかの配慮を行っている。同一科目を2時限の連続授業としたり、帯授業として同一週に複数回開設したり、授業時間外も継続して作業が行いやすいよう午後に開講する等、効率的な時間割を編成している。また、学生の予習復習や自主制作等に対応するために実習室は午後8時まで使用できるように体制を組んでいる。学生の多くが授業終了後も制作に励んでいる。大型機械や火気の使用もあり、基本的に教員がほぼ毎日その対応を行っており、学習時間の確保とその利用時間は同類の大学に比しても優れている事項である。その成果の質は短期大学であるにも関わらず、全国公募展への入選・入賞はほぼ毎年達成しており、目的を十分な達成している。しかしながら、就職については、工芸系、デザイン系企業の圧倒的少なさと規模の問題、さらには産業自体の地域間格差と相俟って十全とはいいきれない。新たな創業支援などの仕組みの検討が必要である。

以上の学生への教育的対応を目的の第一義としながらも、本学の設立趣旨にあるように、地域貢献が社会的にも要請されている。このところようやく産学官（地域）の連携事業の芽が一部育ち出してきている。この方向については、本学としては積極的に組織作りを含めて取り組む方向で進んできている。

基準 6 教育の成果

(1) 観点ごとの分析

観点 6-1-①: 短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

【観点到係る状況】

教養教育及び各学科、専攻科においては、本学の教育目的に沿った形で、課程ごとの教育目的及び教育目標または教育内容を具体的に定め、その中で身に付けるべき資質・能力や養成しようとする達成度および人材像について明示し、これをシラバスに掲載して、学生がその教育目標を十分に理解したうえで学修しやすいように取り組んでいる。また、これらの課程ごとの目標に沿ってカリキュラムを編成し、具体的な教育計画を定めている。

(別冊資料D シラバス・キャンパスガイド)、(別冊資料C 大学案内P16～17, P28～29)。その達成状況の検証・評価については、試験・各種レポートによる評価を実施しており、学科会議等における学生の現状や課題に関する情報交換などを通して検証に努めている。

成績評価については、総合的な達成状況検証・評価のための取組としては、工芸美術、産業デザイン両学科とも「卒業制作」の審査会およびプレゼンテーションによる評価を行い、さらにその成果については公共施設を借り、展示・発表を行なっている。また、専攻科では「修了制作」を行い、同様な形式で実施している。なお、その成果としては毎年度『卒業・修了制作作品集』としてまとめられている(別冊資料L「卒業・修了制作作品集」)。

作品発表に関しては、大学祭や進学説明会時に展示し広く公開をするなど、教育目的に沿った指導が行なわれていることが確認できる。

一方、美術展、クラフト展等の公募展での入選、受賞や授業と関連して行なわれる英語検定等における資格の取得、また4年制大学への3年次編入試験合格によっても、本学における修学の達成度を検証・評価することができる。

【分析結果とその根拠理由】

これらから、短期大学として、その目的に沿った形で、教養教育、専門教育等において、課程に応じて、学生が身につける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等についての方針が明らかにされており、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると認識している。

観点 6-1-②: 各学年や卒業(修了)時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業(修了)の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業研究、卒業制作等を課している場合には、その内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点到係る状況】

学科では、2年間の基礎教養、専門課程における講義・演習・実習に、学生・教員共に非常に熱心かつ真摯に取り組んでおり、学外コンペ、学会発表等の成果が上がっていることから、教育の成果や効果は十分上がっていると認識している(資料6-1-2-A 学外活動状況)。また、卒業・修了研究(本学における科目名「卒業・

修了制作」については必修科目として課しており、全員が個人による作品制作に取組み、毎年2月初旬、学科別発表会においてその成果を発表している。さらに学外の公共施設を用い「卒業・修了制作展」を毎年実施し、地域・社会に広く認知され高い評価を得ている。この作品制作にあたっては、プラン発表、中間発表、審査会（プレゼンテーション）を通じて、モノづくりに必要な表現技術・知識を習得している。

工芸美術、産業デザイン両学科では、単位取得、進級、卒業の状況は例年ほぼ90%であることから、教育の成果や効果は十分上がっていると認識している（表6－1）。

本学の特色である少人数制教育を活かし、各学科の専攻では各教員を中心に単位取得支援をしており、著しく問題のある学生については個別に対応するよう努めている。

教育の成果として学外活動状況（学外コンクール、展覧会等）の入賞者数は、H18年度で48名になる。また、グループ展、個展も積極的に発表している。（別冊資料C 大学案内P47）

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、各学年や卒業・修了時等において学生が身につける学力や資質・能力について、教育の効果や成果があがっていると判断できる。

表6－1 卒業・修了者数

(人)

学科	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
工芸美術	55	57	57	58	55
産業デザイン	84	73	81	82	82
工芸美術専攻	16	7	12	5	10
産業デザイン専攻	24	13	10	7	4

観点6－1－③： 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成19年3月実施の「学生満足度調査」（別冊資料M）によれば、教育の成果に関する項目（学生生活全般、各科目、実習・演習、教員交流、図書館・実習棟など各施設）で、「満足」と「ほぼ満足」を加えた割合は、34～76%である。「不満」と「やや不満」を加えた割合の6～20%に対して、各項目で「満足」と「ほぼ満足」を加えた割合が2倍以上となっており、学生からの意見聴取の結果からは、教育の成果や効果が上がっている。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、授業評価等、学生からの意見聴取の結果から、教育の効果が上がっていると判断できる。

観点6－1－④： 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果

や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

平成 19 年度の両学科ならびに専攻科の全体の卒業生は、表 6－2 のとおり、151 名であり、そのうち進路決定者は 112 名となり、卒業生に対して 74.2%，進路未決定者は 39 名で卒業生に対して 25.8%の割合となる。

出身地別就職内定率は、表 6－3 に見られるように、県内出身者の 25.0%が県内に就職し、県外出身者の 53.3%が県外に就職している。業種別就職内定率は、表 6－4 のように、サービス業に就く者が 31.7%と最も多く、以下、製造業、卸売・小売業・飲食店、公務という順になる。秋田県内所在企業への就職内定率は全体の 31.7%，秋田市内所在企業への就職内定率は全体の 26.6%である。

また、主たる就職先企業、進学ならび編入先は、表 6－5 に示すとおりである。

表 6－2 進路希望調査状況

(単位：人)

	学生別	卒業者数	就職希望者数	本学専攻科 進学者	他学校等 進学者（研究 生含む）	一時的な就職 希望者	その他 （未定含む）
工芸美術	本科生	55	25	8	8	6	8
	専攻科生	10	5	0	3	2	0
	計	65	30	8	11	8	8
		(100. 0%)	(46. 2%)	(12. 3%)	(16. 9%)	(13. 8%)	(10. 8%)
産業デザイン	本科生	82	37	16	7	12	10
	専攻科生	4	2	0	1	1	0
	計	86	39	16	8	13	10
		(100. 0%)	(45. 3%)	(18. 6%)	(9. 3%)	(15. 1%)	(8. 1%)
	合 計	151	69	24	19	21	18
		(100. 0%)	(45. 7%)	(15. 9%)	(12. 6%)	(13. 9%)	(11. 9%)
			進路決定112名 (74. 2%)			進路未定39名 (25. 8%)	

表 6－3 学科別出身地別就職内定状況

(単位：人)

学科別	学生別	就職希望者	就職者	内定率	県内出身者で 県内に就職	県内出身者で 県外に就職	県外出身者で 県内に就職	県外出身者で 県外に就職
工芸美術	本科生	25	22	88.0%	5	1	2	14
	専攻科生	5	2	40.0%	0	0	0	2
	計	30	24	80.0%	5	1	2	16
産業デザイン	本科生	37	34	91.9%	10	8	2	14
	専攻科生	2	2	100.0%	0	0	0	2
	計	39	36	92.3%	10	8	2	16
	合 計	69	60	87.0%	(25.0%)	(15.0%)	(6.7%)	(53.3%)

表 6-4 業種別就職内定状況状況 (産業大分類)

(単位：人)

区 分	就 職 内定者 (%)		企業所在地別			男女別	
			市内	県内	県外	男	女
建設業	2	3.3%	0	0	2	0	2
製造業	15	25.0%	2	2	11	3	12
情報通信業	7	11.7%	4	0	3	0	7
卸売・小売業	12	20.0%	5	0	7	1	11
教育、学習支援業	2	3.3%	1	0	1	0	2
サービス業	19	31.7%	3	1	15	1	18
公務	3	5.0%	1	0	2	1	2
合 計	60	100%	16	3	41	6	54

表 6-5 卒業後の主な就職先、進学・編入学先

〔就職先〕秋田朝日放送，NHK 秋田放送局，秋田印刷製本，三森印刷，カガク印刷，洛陽織物，堀越陶房，グラススタジオ・ヴェトロ，荻原舞台美術，黒谷美術，グラスフォレストイン富良野，山形デザインエージェンシー，コンセプト，スタッフ，東北映像秋田，共育舎，長崎屋，日本カーライフアシスト，自衛隊

〔進学・編入学先〕北海道教育大学，武蔵野美術大学，女子美術大学，京都嵯峨芸術大学，東北芸術工科大学，都留文科大学，山梨県立宝石美術専門学校，石川県輪島漆芸技術研修所，東京コミュニケーションアート専門学校，香川漆芸研究所，代々木アニメーション学院札幌校

【分析結果とその根拠理由】

就職内定状況からみると，両学科，両専攻の学生ともに卒業後，建設業から公務に至るまで幅広い業種に進んでいる。例年のように，特にサービス業へ進むものが3割を越えている。これは本学の特徴である美術工芸ならびに産業デザインの専門教育に関連した分野へ就職が比較的多いことを意味しており，就職希望者に関して，教育の成果と効果が現れていると考えられる。

進路未定者が全体で39名あるが，この中には美術工芸分野ならびにデザイン分野についての既存の工房または事務所などに属するのではなく，独立して作家活動を目指している者が多数含まれている。進学ならびに編入希望者については，関連分野への編入進学が実現している。全般的に就職状況に関し，教育の成果や効果は十分に現れていると判断できる。

観点 6-1-⑤：卒業（修了）生や，就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して，教育の成果や効果が上がっているか。

【観点に係る状況】

本学では，平成7年の開学以来，学生の就職活動を円滑に進めるために就職連絡協議会を設置し秋田市内ならびに秋田県内の各種企業組合の代表者から，期待される本学卒業生像への意見を求めるとともに，社会人としての資質について率直な意見を得ている。

学生委員会の委員を中心に、秋田市内および県内の卒業生の在職企業を訪問して情報交換に努めている。県外の企業についても適宜訪問をおこない、直接的な意見の集約をしている。また、1年生を対象とした就職ガイダンスにおいては、専門講師を招聘し、講演や在校生とのディスカッションをおこなっている。職業を体験するプログラムとして、インターンシップがあり、学生にとっては就職活動として欠かせないものとなっている。さらに、平成18年度から実施している学生満足度調査の結果をみると約90%の卒業生は、在学中の専門科目や実習・演習科目の内容に満足している。(別冊資料M, N)

本学の様な美術系の大学の場合、現実的な問題として全ての学生を希望する専門分野に就職させることは不可能である。本学が短期大学であることを考慮すると、教養や礼儀作法、社会人としての常識を身につけさせることは大切であり、就職連絡協議会や、会社訪問の際も、それは一致した見解である。専門分野の知識や技術を磨くのと同時に、人間として精神的な成長を促すのが教育機関の役割であると認識している。

また、数名ではあるが、作家として活躍している卒業生も輩出し、就職先企業においても専門職として採用されたり、専門を生かし起業家として活躍している卒業生を輩出した(別冊資料C 大学案内 P50, 51)。

【分析結果とその根拠理由】

卒業生の満足度調査の結果および就職連絡協議会からの意見、企業訪問先からの意見から判断し、また、関連分野への進学や編入学が実現していることから判断し、教育の成果や効果が十分に上がっているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、短期大学でありながら専門教育が充実している。専門教育に対する卒業生の満足度も高く、数名ではあるが、作家として活躍している卒業生も輩出し、就職先企業においても専門職として採用されたり、専門を生かし起業家として活躍している卒業生を輩出した。また、専門と関連した分野へ進学や編入学している状況から本学での専門教育の成果が十分に上がっていると考ええる。

【改善を要する点】

本学でも、毎年、進路未定者の割合が十数%ある。これをできるだけ、少なくする努力する必要がある、そのような学生に対しては、指導教員と事務局担当者との連携による早い時期からの個別進路指導の充実を図る必要があると考ええる。

(3) 基準6の自己評価の概要

卒業後の進路については進学、就職ともに、工芸美術学科でも産業デザイン学科でも多様な業種に及んでいる。各専攻科修了生の就職先に関しては専門分野に集中している。学科卒業生の中で進路未決定者の割合が多いのは、専門分野への就職を希望して、その準備のために卒業後すぐには就職が決定できない者が多いからである。専攻科修了生の場合は、その点、より高度な教育を受けているので専門分野への就職の割合は高くなっている。

就職先や進学先の状況から判断すると本学の特徴である専門教育の成果が十分に発揮されていると考ええる。

基準 7 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

観点 7-1-①： 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

【観点到係る状況】

本学では、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス、および各学科別でのガイダンスを実施している。合同ガイダンスにおいては、新入生を対象に学科長から教育目的、教育計画について、また学生課職員から履修手続き等について説明が行なわれている。特に履修方法については、必修・選択・選択必修の科目の別、卒業要件に必要な単位数、時間割の組み方等についてシラバス、資料等で確認しながら説明を行っている。

学科別ガイダンスにおいては、工芸美術学科では、授業の概要や施設、設備の説明、参考作品等について、担当教員から各コースの内容紹介が行われている。今年度より映像を交えた紹介を行い、新入生にとっては視覚的に解りやすく各コースの特色が把握しやすいものとなった。また、広い敷地内に点在する工房の位置を確認し、実際の作業場の雰囲気が掴めるよう、少人数の班編成で学内見学ツアーが行われている（資料 7-1-1-A）。これは専攻コースを決定する際に、学生と希望コースのマッチングが適切に行われるようにするための役割も荷っている。コース決定までには、各教員の出席のもとに繰り返し希望調査が行なわれ、その都度各コースの特色および選考の方法、基準について詳細な説明が行なわれている。あわせて、最終決定までには個人面談も実施されている。

産業デザイン学科では、平成 18 年度から、従来までのコース制を廃止し分野制とした。学科別ガイダンスの際には、学科長から分野制についての詳細な説明が行われている（資料 7-1-1-B）。カリキュラムの大幅な改変も行われ、科目も刷新されたため、各分野の内容をより深く理解するために、1 年前期開設のデザイン概論授業時に、分野のガイダンスを行っている。また、卒業後の進路を見据えた長期的な目標を設定し、そのための具体的な履修例も提示するなど、新体制になって学生が困惑しないよう配慮している。

履修登録ガイダンスは、学生課職員により各学年前期・後期それぞれ行われている。履修手続きの方法（マークシート記入法、選択科目の変更方法等）が、丁寧に説明されている（資料 7-1-1-C）。履修届提出後、1 週間程の猶予期間を設け、一度授業に出席し授業概要やねらいを確認した上での履修変更も可能であり、各自の学修目的に応じた時間割を組み立てられるよう制度を整えている。

【分析結果とその根拠理由】

工芸美術学科では、学生が戸惑うことなく選択できるよう多くの工夫が検討されてきたと認識している。平成 20 年度は、産業デザイン学科では、コース制から分野制への移行した完成年度であり、さらに充実した授業内容の検討も進めている。履修登録では丁寧な指導のもと、シラバス、資料等を用いて適切に説明がされている。

これらのことから、授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されていると判断できる。

観点 7-1-②： 進路・学習相談、助言（例えば、オフィスアワーの設定、電子メールの活用、担任制等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点到係る状況】

本学では 1 年次にクラス担任制を採用し、各クラスに担任・副担任教員を配属している。担任・副担任教員は学

生の学習、生活等に対して全般的な助言・指導を行っている（資料7-1-2-A）。2年生、専攻科では、それぞれ専攻コース・分野ごとに担当の指導教員が進路、学習相談、助言等を行っている。

学生に対する就職・進路指導は、学生委員会が策定する就職対策事業スケジュールにより進められ、その主な内容は進路希望調査、就職ガイダンス、個別面談、インターンシップである。1年生に対して就職に関する意識の高揚を図るためのガイダンス等を行い、2年生・専攻科生に対しては、具体的・実践的なガイダンスを行っている（資料7-1-2-B 就職・進路指導資料）。

具体的には、両学科2年生・専攻科生に対して、前期・後期各1回学生が記入した進路希望調査票を基に、各コース・分野担当教員が個別に希望状況を把握し、さらに学生課職員による個別面談を行うことにより、進路に関する情報提供と指導を行っている。この個別面談結果は学生課職員から各コース・分野教員へ報告され各教員はそれを参考に進路指導を行っている。就職活動に関しては、学生委員会が主体となり、就職希望先企業の訪問を行い、求人情報等を入手するなどの活動を行い、進路相談に活用している。

【分析結果とその根拠理由】

少人数教育を実施している本学では、教員・学生課職員と学生の距離が近く、十分な進路・学習相談、助言が適切に行われている認識している。

また、学生の進路に関する希望を各コース・分野担当教員から学生課職員へ報告、その後学生課職員から個別面談の結果報告を行い、学生の進路希望状況を把握し、就職指導が行われており適切に機能している。

これらのことから、進路・学習相談・助言が適切になされていることが判断できる。

観点7-1-③： 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

本学では、学習支援に関する学生のニーズを把握するために、平成18年度より「卒業時満足度調査」を実施している（別冊資料M,N）。平成19年度の結果からは、概ね満足しているという回答（「満足」12.3%、「ほぼ満足」41.1%、普通38.4%）を得ている。

学生にとって本人が希望する卒業制作活動に就けるかどうか、大きな関心事である。施設設備や指導教員数を考慮し、学生の希望進路や適性、選抜方法の公平性を考慮し、希望調査を行い、また、適切に個人面談を実施するなどして、学生の同意を得た上で、コース・分野の決定をしている。工芸美術学科では、1年後期に決定されるコース選択までに5回の希望調査を行い、毎回学生の希望の変化を追い、随時ガイダンスを行う等して対応している。産業デザイン学科では前期、後期各2回の分野希望に関するアンケート調査が行われ、分野選択指導、決定の参考としている（資料7-1-3-A コース希望調査）。

【分析結果とその根拠理由】

「卒業時満足度調査」は、平成18年度末より実施しており、学生支援に関する学生のニーズを適切に把握していると考えられる。特に、卒業制作の配属のコース・分野の決定の際には、教員と学生のコミュニケーションが活発に行われ、配属決定後の指導においても、少人数教育の特性を生かし、学生のニーズを把握している。

工芸美術学科では、学生が2年次の専攻コースの決定において、希望するコースの内容を正確に掴むための努力が重ねられてきた。産業デザイン学科では、コース制から分野制への移行し、新しい編成に合わせて、よりきめ細かく学生のニーズに対応している。これらのことから、学生支援に関する学生のニーズが適切に把握されていると

判断できる。

観点 7-1-④： 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし。

観点 7-1-⑤： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、社会人学生、障害のある学生等が考えられる。）への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、特別な支援を必要とする帰国子女、軽度の障害を持つ学生に対しては外国語教員、および担当の指導教員が個別に対応してきている。学内のバリアフリー化については、実習を伴う授業を多く開設している本学において、受け入れ可能な障害の内容を含め、現在検討中である。就労中の社会人学生の受け入れについてはこれまで該当する例はなく、特に制度化はしていない。

【分析結果とその根拠理由】

開学以来、本学では留学生、帰国子女等を受け入れることは決して多くはなかった。しかし近年の国際化を考慮に入れると、今後は留学生指導員、チューター等が必要時にすみやかに対応できるシステムを検討している。

障害のある学生の受け入れについては、各コース・分野でその障害の内容・程度によって異なってくる。重機を用いたり、高温での危険な作業を伴う授業では学生の安全確保が困難であり、また聴覚、視覚を集中的に必要ななければならないコース・分野もある。これらの点を整理し検討したのち、早期の対応が必要である。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考える者への学習支援が適切に対応できるための対応を進めていると判断できる。

観点 7-2-①： 自主的学習環境（例えば、自習室、グループ討論室、情報機器室等が考えられる。）が十分に整備され、効果的に利用されているか。

【観点に係る状況】

本学では美術工芸、デザインを学習するという性質上、各実習室、各コンピュータ室（利用時間：午前8時30分から午後8時）の授業時間以外の学生使用を認めている。しかし本学の場合、危険を伴う設備・機器の使用に関して一部使用の制限がある。事前に学生は、各設備・機器管理責任者に許可を得なければならない。

また、本学では学生の自主制作・学生会活動等のために、創作工房棟（利用時間：午前8時30分から午後8時）を設け解放している。一階には学生ホール（1）、学生会室、給湯室、ミーティングコーナー、器具庫、トイレ等があり、二階には学生ホール（2）がある。午後8時から午前0時までの使用は、学生課に届けを出すことで延長して使用することが可能である。（資料 7-2-1-A）これらの設備は、学生に多く利用されている。

附属図書館は午前8時30分～午後7時まで開館しており、特別閲覧室、グループ閲覧室等を利用することもできる。美術に関係する外国雑誌、専門書等が充実している。蔵書検索は学内コンピュータから「学内OPAC（蔵書検索）」を利用し各自検索可能である。

「学生満足度調査」（別冊資料M,N）の結果、講義室・実習室など教室については、約80～90%、創作工房棟については、約85%、レストハウス・売店の厚生施設については、約70%との割合で普通から満足となっている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では多くの学生が自主学習のため、授業時間外に制作や学習を行っている。各教室は効率的に使用され、高い効果を上げている。コース・分野に移行する前の1年生に対しては、自主制作のための特定の作業場所が十分に確保できているとはいえないが、創作工房棟の利用によりその不足が補われている。その創作工房棟では様々なコース・分野の学生の交流が行われ、大学祭への取り組みをはじめ、展覧会出品のための制作や、アート企画への参加等発展的な活動を生み出している。これらの点からも、創作工房棟は効果的に利用されているものと認識している。また、図書館では普段書店で扱っていない多くの専門誌、専門書が揃えられ、視聴覚教材も充実し、効果的に自主学習に活かされている。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断できる。

観点7-2-②： 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、学生自治会（学生会）が組織され、その活動には後援会から活動援助金が交付されている。平成20年4月現在22のサークルが活動を行っているが1サークル毎に3万円の援助金を支援するとともに、学内の一部の講義室や実習室、体育館、レストハウス、創作工房棟を学生会活動およびサークル活動に提供している。これらの活動に利用される施設・設備の維持管理に伴う費用については、公費で負担している。サークルには本学の教員が顧問として就任し、必要な支援・助言を行っている。また課外活動中の不慮の災害事故補償のために「学生教育研究災害障害保険」に加入している。（資料7-2-2-A 「サークル一覧」）

本学では制作系のサークルが多いが、近年サークル活動とは別に個展・グループ展を開く学生も増加している。そのような企画に対しても、後援会より1人あたり8千円（上限10万円）の援助金を交付し支援を行っている。（資料7-2-2-B 「秋田公立美術工芸短期大学後援会援助金取扱規程」）

【分析結果とその根拠理由】

学生のサークル活動や自治活動については、施設・設備の提供、教職員による助言、後援会経費による補助、賠償保険加入等の支援体制をととのえており、課外活動が円滑に行われるよう適切な支援がなされている。

観点7-3-①： 学生の健康相談、生活相談、進路相談、各種ハラスメントの相談等のために、必要な相談・助言体制（例えば、保健センター、学生相談室、就職支援室の設置等が考えられる。）が整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

健康相談については、保健センターで学生の健康に対する問題の相談窓口を設けている。保健センターでは健康相談とカウンセリングを実施している（表7－1、表7－2）。相談内容としては、学生の健康、生活相談、学内外においての対人関係などを含め、さまざまな悩みに対してアドバイスや問題解決に向けての相談に当たっている。また、各種ハラスメントの相談体制や防止対策のための全学的な説明会を実施し、ハラスメント防止のためのガイドラインについても実効性があるものに見直し、平成20年度から実施できるように学生便覧の改訂をした（資料7－3－1－A ハラスメント防止・排除のために）。

学生が自主的に気軽に利用できるよう、入学時や年度始めのガイダンス時、その他電子掲示板、学内掲示等を通して広く学内にPRしており、常にひとりで悩まず、健康・生活面でのあらゆる相談ができるように呼びかけている。

表7－1 平成19年度保健センターの月別利用実績

実施月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
回数	2	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4	4	96
学生数	26	36	36	34	8	10	26	16	12	11	9	3	227

表7－2 平成19年度カウンセリングの月別利用実績

実施日	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計
学生数	5	5	7	5	0	6	10	11	12	6	8	75

進路相談については、全学生を対象に学生委員会により策定された就職と進路対策事業を行っている。

一年生には、2回のインターンシップと計4回の就職ガイダンスを設けており、2年生と専攻科の学生に対しては、2回の進路希望調査を行い、それに沿って個別相談を実施している。相談は学生課学生担当が個別面談を行い、その内容結果については、1年生は各クラスの担任に、2年生や専攻科は各コース・分野担当の教員が把握できるように毎回報告されている。各コース・分野担当教員は、その報告に従い学生の進路希望先や現在の就職活動の状況、生活状況等について、指導しつつアドバイスをこなしている。

【分析結果とその根拠理由】

保健センターには、健康面では、日常的な相談窓口があり、また、月2名の非常勤講師によるカウンセリングの体制が整備されている。進路相談や就職相談のための学生支援室も開設され、学生委員会により策定された就職と進路対策事業が実施されており、学生課の担当職員と連携し、個別面談等も実施し、機能している。

なお、各種ハラスメントに関する全学的な説明会の実施や相談体制については、平成19年度に整備され、各種ハラスメントの防止に効果がでるように改善がおこなわれた。

観点7－3－②： 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されているか。

【観点に係る状況】

学生支援室および学生課窓口において、進路や生活に対する相談を受付し、アパート・アルバイト情報等の生活

に必要な支援を実施している。また、平成 18 年度から「学生満足度調査」を実施し、生活支援のニーズを把握している。(別冊資料 M, N)

【分析結果とその根拠理由】

生活支援等については、「学生満足度調査」の結果から、約 80%以上の学生からは、満足または普通であるとの回答を得ており、ニーズを適切に把握されていると考える。

観点 7-3-③： 特別な支援を行うことが必要と考えられる者（例えば、留学生、障害のある学生等が考えられる。）への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

【観点に係る状況】

本学の学生募集では、特別な生活支援を必要とする障害者や留学生にも門戸を開いているが、現在まで、日常的な特別な生活支援を必要とする障害者や留学生の入学実績はない。ただし、短期間の外国人研修生を受け入れた実績があるが、その際は、指導教員が、生活支援も含め、研究活動全般を親身になって支援した。

【分析結果とその根拠理由】

現在まで特別な生活支援を必要とする学生の入学実績がないが、今後において施設や設備等のバリアフリー化を含め、生活支援等に関する体制の整備をする必要性があると認識している。現在のところ、小規模の短大であり、少人数制教育を実施している本学では、学生とのコミュニケーションを密にして、必要に応じて、迅速な生活支援等ができていると考える。

観点 7-3-④： 学生の経済面の援助（例えば、奨学金（給付、貸与）、授業料免除等が考えられる。）が適切に行われているか。

【観点に係る状況】

本学では、入学時のガイダンスの際、日本学生支援機構の奨学金制度に関する説明会を新入生全員に対して実施し、かつ、電子掲示板を利用し周知徹底している（資料 7-3-4-A 入学ガイダンス資料）。また、平成 20 年度からは学内情報システム（ポータルサイト）のお知らせ機能を利用し、周知徹底している。

本学で実施する経済面の援助は、日本学生支援機構の奨学制度および授業料等減免（徴収猶予）制度がある。平成 19 年度の状況は、表 7-4、表 7-5 に示すとおりである。

表 7-4 平成19年度学生の奨学金受給状況 (H19.3.1現在)

(単位：人)

種 別	学科別	1 年	2 年	専攻科	総 計
第一種奨学金	工 芸	4	5	0	9
	産 業	14	12	1	27
	計	18	17	1	36
第二種奨学金	工 芸	16	22	4	42
	産 業	24	19	0	43
	計	40	41	4	85
※併用貸与者	工 芸	2	3	0	5
	産 業	1	1	0	2
	計	3	4	0	7
	工 芸	22	30	4	56
	産 業	39	32	1	72
	総 計	61	62	5	128

※併用貸与者とは、第一種奨学金と第二種奨学金を同時に貸与されている学生のことをいう

奨学金受給者割合 奨学金受給者数 128 人／学生総数 319 人＝40.1%

奨学金別割合 第一種奨学金 28.1%，第二種奨学金 66.4%，併用貸与者 5.5%

表 7-5 授業料等減免（猶予）実績

(単位：人)

年 度		免除（全額）	免除（半額）	猶 予
19年度	前 期	0	1	10
	後 期	0	1	12

【分析結果とその根拠理由】

奨学金制度に関する学生への情報提供は、入学時ガイダンスや電子掲示板で周知されている。また、平成20年度からは、学内情報システム（ポータルサイト）を活用し、周知徹底が図られている。現在、日本学生支援機構の奨学制度および授業料等減免（徴収猶予）制度があることから、支援体制は十分整っている。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は比較的小規模の短期大学であり、学生に対する専任教員が多い。開学以来のクラス担任制度、学生の所属コース・分野の担当教員による指導体制をとっている。また、課外教育支援にあたる教職員・学生委員会も学生のニーズを概ね把握している。このことから、学生への支援に対しても適切に反映されていると言える。

進路指導に関しても、担当教員と学生課担当者が、面談・相談を行っている。就職支援については、学生委員会が主体となった企業訪問を就業指導に活用している。

【改善を要する点】

現在のところ本学では、障害を持つ学生、留学生の在籍はないが、生活支援体制の整備が今後の検討課題である。学生ニーズの把握に関してや本学独自の経済支援制度の検討も必要があると考ええる。

（３）基準 7 の自己評価の概要

本学では、入学時に全入学生対象の合同ガイダンス、および各学科別ガイダンスを実施している。合同ガイダンスにおいては、新入生を対象に両学科長から教育目的、教育計画について説明を行い、各担当教員からは授業・コース・分野のねらいや概要について説明を行っている。履修ガイダンスは各学年前期・後期それぞれ履修方法について学生課教務担当職員から丁寧な説明が行なわれている。また、履修届提出後 1 週間程の猶予期間を設け、1 度授業に出席し授業概要やねらいを確認した上で履修変更も可能であり、各自の学修目的に応じた時間割を組み立てられるよう履修登録の整備がされている。

1 年次にクラス担任制を採用し、各クラスに担任・副担任教員を配属している。担任・副担任教員は学生の学習、生活等に対して全般的な助言・指導を行っている。学内の保健センターには常駐の看護師資格を有する職員を配置し、専門的カウンセリング相談は学外保健相談員が対応している。

進路に関して進路希望調査は 1 年次後期に 1 回行い、2 年生・専攻科生は年間 2 回実施する進路調査記録等を参考に各コース・分野教員、学生課、学生委員会の連携のもとに、全学生と個別面談による状況を聴取し、相談に応じ、必要な情報・指導を実施している。

自主的学習環境の整備については、各実習室、図書館について学生の自主学習のために利用することを認めている。これらの設備を多くの学生が利用し、自主学習を行っている。創作工房棟では学生の交流が活発に行われ、コース・分野を越えた発展的な活動を生み出している。

また、実習系の短期大学であることから、学生の安全確保という点から、全教員に対しての救急処置法等の講習会等も実施している。

基準 8 施設・設備

(1) 観点ごとの分析

観点 8-1-①： 短期大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備（例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他附属施設等が考えられる。）が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点到係る状況】

本学の校地面積は、全体で51,194㎡であり、学生1人当り157㎡である（資料8-1-1-A 「秋田市のあらまし」）。

校舎は講義棟AからC、実習棟AからC、管理棟、研究棟、厚生棟、図書館、体育館、大学開放センター、創作工房棟からなり、校舎には講義室、各実習室をはじめ、コンピュータ室、撮影用のスタジオ、最新鋭の語学教育機器を導入したCALL教室等を設置している。

講義棟Aのコンピュータ室2室には、情報教育のための施設として学内ネットワークに接続されたパソコン85台を設置している。講義棟Bのコンピュータ室5室には産業デザイン学科の演習、実習等で使用するパソコンを115台設置している。ここでは大型インクジェットプリンタを3台導入したことで、デジタルデータの大判サイズでの出力が可能である。また、演習・実習などに使用される実習棟AからCの各実習室については、3年計画により平成17年度までに大規模な改修を実施している。

図書館は開架式であり、図書館内に設置しているパソコン3台及び学内ネットワークを介して検索システムが利用できる。このほか国内雑誌文献検索のためのウェブサイトが利用できる。

一方、学内は車椅子等での往来ができるためのスロープが設置され、さらに研究棟に接続されたシンボルタワーにはエレベーターが設置されており、バリアフリー化への配慮がなされている。

【分析結果とその根拠理由】

施設・設備は短期大学設置基準を満たしており、学生及び教職員が教育研究や創作活動等に利用していることから、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-②： 教育内容、方法や学生のニーズを満たす情報ネットワークが適切に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

学内は情報ネットワークが整備され、認証システムの導入によってすべての講義室・演習室等からインターネットへの接続が可能となっている。

学生には全員にアカウントとパスワード及びメールアドレスを発行し、学内外の端末から電子メールの送受信が可能となっている。情報関連の科目である「情報リテラシー」により、学生は情報システム利用のためのルールや基礎的知識・技術を習得し、情報ネットワークを有効に活用している。

学内の情報ネットワークに接続された端末をコンピュータ室で85台、学生支援室で2台、図書館で3台開放しており、学生は図書・文献検索を行うことができるほか、就職や進学などの情報収集に活用している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、情報ネットワークが整備され、有効に活用されていると判断する。

観点 8-1-③： 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点到係る状況】

施設・設備の運用については施設管理規定（資料 8-1-3-A）により運用の方針を定めており、このほか講義室・実習室等、コンピュータ室、体育館、学生支援室、保健室等の施設・設備の使用については、毎年度発行するシラバス・キャンパスガイドに記載し、全学生に配付しているほか、入学時のガイダンスによって周知している。

また、本学ホームページにキャンパスマップ（<http://www.amcac.ac.jp/campus/map.html>）を掲載し、施設・設備を紹介している。

【分析結果とその根拠理由】

以上のことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されていると判断する。

観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に整備され、有効に活用されているか。

【観点到係る状況】

図書館の蔵書数は平成25年度までに4万冊を目指しており、一般図書に関しては本学に隣接する市立新屋図書館との相互貸借が可能であることから、本学としてはより美術分野に特化した蔵書を目指している。

平成19年度末の図書館関係の図書・雑誌・資料については、蔵書冊数35,007冊（和書28,069冊、洋書6,938冊）、平成19年度受入図書冊数1,680冊、同年間受入雑誌種数92種（和雑誌63種、洋雑誌29種）、視聴覚資料は1,047タイトル（ビデオ681、LD118、DVD199、CD46、カセット3）である（資料 8-2-1-A 「大学・短期大学・高専図書館調査票」）。また、座席数は135である。

図書購入にあたっては、本学のカリキュラムに添った美術・工芸・デザインの各分野の図書資料を中心に、各分野の蔵書数のバランスにも配慮し、その実態を教員に周知すると共に年度収蔵方針を明示して、各教員に協力依頼を行っている（資料 8-2-1-B 「図書等の推薦依頼文書」）。

これらの本学の所蔵図書は、データベース化されており端末から検索できるシステムを整備している（<http://www.amcac.ac.jp/opac/>）。

平成19年度の図書館の利用状況は、入館者48,504人（学外者利用者数165人）、貸出冊数は8,709冊、視聴覚資料利用件数は252件、図書館情報に関する相談件数は28件である（資料 8-2-1-C 「図書館関係資料」）。開館時間は14年度までは8時30分から17時30分までであったが、学生の要望を取り入れ、平成15年度から開館時間を1時間30分延長し19時までとしている。

本学が美術に特化した単科大学ということで、美術全般にわたる収蔵を行っているが、その中でも特にポップアップ絵本（118冊）と近代デザイン椅子（28脚）のコレクションがある。これらは学園祭に併せて館内展示し、市民にも鑑賞の機会を提供している。近代デザイン椅子については閲覧室に設置し、常時使用可能な展示スタイルとしている。また季節ごとにテーマを設定した本の展示を行い、一定の統一された本のコーナーを設け、新たな発見や発想の機会を提供している。

その他、司書のバックアップのもと、学生による図書館サークル主催の各種イベントが年間を通じて開催されている。イベント企画はテーマを設定した本の展示をはじめとして、旧来の図書閲覧・検索の場としての図書館から脱却する試みとして、館内映像資料の上映会や海外美術研修者による海外の美術事情を聞く会、秋田のデザイン業界について現場の声を聞く情報交換会を行っており、図書から得た知識と、より具体的な社会の様相とを結びつけて理解が得られるなど、書籍の世界と現実世界の橋渡しの効果が期待される企画である。

また、図書館を会場とした「ブックフェア&文具フェア」は、毎年9月に行われる大学祭に併せて開催しているが、平成19年度の入館者数は延べ2,800人であり、市民に対する美術書や美術用具の紹介と図書館そのものの紹介に有効なイベントとなっている。（資料8-2-1-D 「図書館活動報告」）

【分析結果とその根拠理由】

図書館の蔵書は、より美術分野に特化した蔵書を目指している。利用状況については、開館時間の延長により夜間の入館者数は増加しており、全体の利用者数増加に寄与している。また、年間を通した各種イベントは学生サークルとの連携によって、従来の図書閲覧・検索の場のみに留まらない図書館の新たな活用の可能性を示している。

以上のことから、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育上必要な資料は系統的に整備されてきており、これらは有効に活用されている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学内の情報ネットワーク（LAN）を整備し、学生全員にアカウントとパスワード、メールアドレスを発行しており、学内外の端末から電子メールの送受信が可能である。

図書館では、美術・工芸・デザインに関する幅広い専門図書を系統立てて収集を行っており、専門書においては充実している。また、学生のニーズを反映した夜間の開館時間の延長によって、利便性ととも利用者増に寄与している。

【改善を要する点】

施設・設備の運用については、特に休日・深夜等の施設利用について、教職員向けの学内セキュリティに関するマニュアル整備が必要である。

本学の情報ネットワークは学内全域に整備されており、有効に活用されているが、今後はその運用と方針の更なる周知徹底が必要である。

図書館の蔵書冊数は着実に増加してきているが、収蔵方針に基づいて引き続き整備していく必要がある。視聴覚資料については、今後VTRからDVD等へのメディアの変換が必要となることを認識している。

(3) 基準 8 の自己評価の概要

本学は教育目的の達成のために必要な施設・設備を有しており、情報ネットワーク、図書資料等を含めて有効に活用されていることから、基準 8 を満たしているといえる。

図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育関係上必要な資料については、各学科の専門性を反映した幅広い美術分野の内容で着実に整備されてきている。引き続き全体のバランスや美術分野の動向に配慮しながら、収蔵方針をより明確にしていく必要がある。また、ポップアップ絵本・近代デザイン椅子のコレクションについては、その位置付けや収集方針、さらに年度計画等の検討の時期にあると認識している。人々の情報収集の中心が書籍であった時代から書籍ではない情報媒体も次々に開発発売されている時代となり、アーカイブのあり方や、それらの情報利用促進、さらには図書館の新たな位置付けや役割について、検討を要する時期に来ている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

観点 9-1-①: 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

工芸美術学科、産業デザイン学科ともそれぞれの分野における専門課程授業の成果は課題作品として提出される。各分野の作品は記録保存され、分野によっては展示形式で発表される場合もある。特に毎年9月に行われるオープンキャンパスでは、収集された全ての分野の課題作品を学内施設を利用して展示している。また産業デザイン学科では「卒業制作1」において、全ての分野で共通フォーマットを用い中間発表が行われている。これらの資料は学科全体資料として蓄積されている。(資料9-1-1-A 卒業制作シート) 最終的な卒業制作の成果として卒業制作展が行われ、図録も作成されている。(別冊資料L 平成20年秋田公立美術工芸短期大学卒業・修了制作作品集)

また日常的な教育状況については、学期ごとの授業時間割としてあらかじめ計画されて実施されているが、授業時間割の臨時の変更等(休講・補講等)については、その都度記録され学生課において一定期間保存されている。学生の科目履修状況(選択科目の受講数等を含む)及び教員(非常勤講師を含む)の成績評価は、電算化された学務システムの電磁記録として蓄積されている。

【分析結果とその根拠理由】

本学では美術系大学の特性として、教育の成果は作品、モデル、データとして保存蓄積されている。過去の成果物も学生の参考としても資料的価値がある。特に卒業制作優秀作品は隣接する財団法人秋田学術振興財団に保存、ギャラリー棟に適宜展示されている。これらのことから、教育活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

観点 9-1-②: 学生の意見の聴取(例えば、授業評価、満足度評価、学習環境評価等が考えられる。)が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点到係る状況】

本学は少人数教育を行っており、対面授業が主である。それぞれの分野において教員と学生は日常的に接しており、学生との意思疎通は十分に行われている。産業デザイン学科においては、平成19年度よりホーム教室制度を導入し、学生に対して学内での定常的な居場所を提供し、更に密な意思疎通を図っている。また、入学時には学生に対してアンケート調査を行っている(資料7-1-1-A ガイダンス資料)。

平成20年度より教務委員会では、授業評価については教育の質の向上、修学環境の改善には必要不可欠との判断をし、各教員作成のアンケート形式を参考に、本学の特徴を反映した内容のアンケートフォーマットを作成中であり、その適正な分析方法についても検討中である。満足度評価に関しても平成18年度から在学生312人、平成13年度から平成17年度までの卒業生683人を対象として調査を行っている(別冊資料M,N 満足度調査)。平成19年度の質問項目の「授業・教員について:実習・演習の満足度」の結果からは、ほぼ満足しているという回答(「満足」15.1%、「ほぼ満足」52.1%、普通24.7%)を得ている。

【分析結果とその根拠理由】

これらのことから、学生の意見の聴取が行われており、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されていると判断する。

観点 9-1-③： 学外関係者（例えば、卒業（修了）生、就職先等の関係者等が考えられる。）の意見が、教育の状況に関する自己点検・評価に適切な形で反映されているか。

【観点に係る状況】

本学は、秋田公立美術工芸短期大学条例第3条に基づき「参与会」を設置している。参与には、学外から、大学教育に関し広くかつ高い識見を有する地域の有識者（10人以内）を委嘱している。年1～2回の「参与会」を開催し、大学運営の根本的、全体的見地からの提言等を聴取している。また、学生の就職等に関する協議機関として、地域産業界の有識者を構成員とする「就職連絡協議会」を設置しており、年2回の「就職連絡協議会」を開催して、提言等を聴取している。他に、在学生の保護者が組織する後援会、卒業者が組織する同窓会、インターンシップ受け入れ企業関係者、関連団体である秋田学術振興財団の理事会・評議会等からも同様の意見等を聴取している。

加えて、学内外で開催している卒業制作展はじめ各種展覧会・イベント等（教員・学生）において、アンケートを実施して、美術・デザイン分野の専門家や一般市民、卒業生からの意見を聴取している。本学は、これらの学外関係者からの提言等を、教育活動に反映している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は、「参与会」「就職連絡協議会」等学外関係者からの提言等を聴取し、教育活動に反映している。また、学内外で開催する卒業制作展等において、学外の専門家や市民、卒業生からの意見を聴取している。

以上、教員は教育内容を客観的に把握できる状況にあり、自己点検・評価に適切に反映している

観点 9-1-④： 評価結果がフィードバックされ、教育の質の向上、改善のための取組が行われ、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。

【観点に係る状況】

本学の特徴として専門分野教員がそれぞれ1～2名であることから、個々に授業運営を行っており、それぞれの範囲内での授業内容等に関する改善や見直しは常時行われている。また平成19年度には全学的にシラバスの表記を改善し、教育課程を理解しやすいよう配慮した。（別冊資料D シラバス・キャンパスガイド）

【分析結果とその根拠理由】

本学の教育方法は個別指導が主であり、教員個人単位での教育の質の向上は常時行われている。また複数の教員で構成される共通授業などを通して授業方法に関する協議が行われている。

観点 9-1-⑤： 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

【観点に係る状況】

授業の改善は、個々の教員が行っている。毎年、各教員は、授業内容の改善（学生の理解レベルを考慮した授業展開など）、シラバスの記述方法の改善等を行っている。また、教材についても、各教員が独自の工夫や開発を行っている。教授方法については、教員相互で日常的に意見交換等を行い、様々な工夫・研究に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

個々の教員は授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているものと判断する。

観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

本年5月、本学教授会は、FDに関する教務委員会提案を承認した。これにより、FDの全学的活動がスタートしている（資料9-2-1-A 教務委員会提案書等）。担当組織であるFDプロジェクトは、「本年度の活動方針」として、1. 平成19年度までに行われてきた各教員による授業改善等の取組について調査・整理・意見交換を行う。2. 外部講師によるFDに関する講習会開催。3. 授業・カリキュラム・シラバスの検討。を挙げ、現在、1.について実施中である。

【分析結果とその根拠理由】

以上、ファカルティ・ディベロップメントについては、学生や教職員のニーズを反映しており、組織として適切な方法で実施している。

観点 9-2-②： ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

【観点に係る状況】

FDに関する工芸美術学科の組織的取組事例として、「卒業・修了制作」授業への取組に関する報告書を教授会に提出した。報告書中、卒業・修了制作指導に係る学科共通の目的として、1. 複数教員の指導による、多角的なものの観方・考え方の会得。2. 実際の「ものづくり」の現場における具体的指導。3. 広く公開・発表することで得られる教育的効果。を設定し、ガイダンスからプラン発表・中間講評・審査会までの一連の流れを教育プログラムに編成し実施している。

さらに実施結果を基に、教育の質の向上を目的としたシステムの構築を目指し、1. 指導体制や指導方法、学生の発表に対する発言など指導者側の改善。2. 日程の調整、審査会場の確保、展示方法など学生にとっての改善。3. 資料配付、公开发表、学生ワークショップ、レポート・アンケートなど教育効果を上げるための改善。の3点について改善を行っている。

【分析結果とその根拠理由】

ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結び付いている。

観点 9-2-③： 教育支援者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切になされているか。

【観点到係る状況】

本学における教育支援者は、両学科に所属する教務補助員及び事務局職員である。直接教育活動に携わる教務補助員は、特定分野での研究・活動歴を持ち、基礎的知識を備えている。小規模の短期大学という本学の特徴を活かし、教員と教務補助員は緊密に意思疎通を行っている。また、専門分野における制作活動や公募展等各種展覧会への出品、本学紀要への投稿を行うことができる。事務職員は、秋田市の行政職員で組織している。事務職員の研修については、秋田市の人材育成の指針となる「新秋田市人材育成基本方針」（資料 9-2-3-A）および「秋田市職員研修基本計画」（資料 9-2-3-B）に基づいて実施している。大学運営の専門研修については、本学が加入している全国公立短期大学協会が主催する「公立短期大学幹部研修会」、「公立短期大学事務職員中央研修会」（資料 9-2-3-C）に、職員が毎年参加している。

【分析結果とその根拠理由】

教務補助員、事務職員に対して、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組を適切に行っている。

（２）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

本学は、少人数教育であり、教員は、学生との緊密な意思疎通の中で教育活動を行っている。これは、学生の意見等を、教育内容に適切に反映できる点において優れている。

【改善を要する点】

自己点検・評価の結果をフィードバックするため全学的に新たなシステムを整備する必要がある。

（３）基準 9 の自己評価の概要

本学では、美術系大学の特性として、教育活動の成果を学生の課題作品（各種作品、モデル、データ）と捉え、収集し、蓄積している。これらの資料は、適宜、教育・研究及び自主学習などに活用している。

本学は、少人数教育であり、教員は学生との緊密な意思疎通の中で教育活動を行っており、学生の意見は、教育内容に適切に反映できる状況である。学外関係者の意見は「参与会」「就職連絡協議会」等において聴取している。また、学内外で開催する卒業制作展等において、学外からの意見を聴取できる。教員は教育活動について客観的に把握できる状況であり、自己点検・評価を適切に行っている。

本学の教育方法は個別指導が主であり、教員個人単位での教育の質の向上を図る取組を常時行っている。なお、

複数の教員が担当する共通授業においては、授業方法に関する教員相互の意見交換等とおし改善を行っている。

また、本年5月、本学では、FDの全学的活動がスタートした。担当組織であるFDプロジェクトは「本年度の活動方針」として、1.平成19年度までに行われてきた各教員による授業改善等の取組について調査・整理・意見交換を行う。2.外部講師によるFDに関する講習会開催。3.授業・カリキュラム・シラバスの検討。を挙げ、現在1について実施中である。

今後は、今回の自己点検・評価の結果を全学的な取組として、どのようにシステムを整備し活用していくか新たな改善システムの整備について議論を進める予定である。

基準10 財務

(1) 観点ごとの分析

観点 10－1－①： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

【観点到係る状況】

本学は秋田市が設置する公立短期大学であるため、大学の財務は秋田市の一般会計予算により運営がなされている。年間の予算・決算については単年度収支の状況が反映され、資産と債務は表れない。収支において自主財源が不足する分については一般財源から繰り入れており、収支は常に均衡している。

資産については、秋田市の公有財産として大学の管理運営に必要な校地、校舎、教育研究備品等を有している。

【分析結果とその根拠理由】

本学は秋田市が運営する公立短期大学であるため、予算・決算において資産および債務が表れないが、毎年度必要な予算措置がなされており、教育研究活動が安定して遂行できる資産を有しているといえる。

観点 10－1－②： 短期大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

【観点到係る状況】

本学は秋田市の歳入歳出予算により教育研究活動を遂行するための予算措置がなされており、毎年度秋田市一般会計予算（第10款 教育費 第8項 短期大学費）に計上される。

過去5年の予算措置の状況は、表10－1のとおりである。

表10－1 短期大学費とその内訳

(単位：千円)

		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
支出	短期大学費	833,502	711,263	720,211	711,888	715,349
収入	特定財源	181,592	188,635	187,255	190,358	191,463
	一般財源	651,910	522,628	532,956	521,530	523,886
	計	833,502	711,263	720,211	711,888	715,349

【分析結果とその根拠理由】

表10－1に示すとおり、短期大学費は安定的に予算措置がなされており、本学は目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための経常的収入が継続的に確保されているといえる。

観点 10－2－①： 短期大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

【観点に係る状況】

本学の運営に係る収支予算は秋田市の一般会計予算であり、毎年度秋田市の予算編成方針に基づき編成され、秋田市全体の予算として市議会の議決を経て執行している。学内においても、教授会で秋田市の予算編成概要を報告し、周知している。

毎年度の予算については議会の議決後、地方自治法に基づき公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

毎年度の収支予算は秋田市予算として市議会で審議され、市議会の議決を経て住民に公表されており、学内においても予算編成概要を教授会で報告していることから、収支に係る計画が適切に策定され、関係者に明示されている。

観点 10－2－②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

【観点に係る状況】

本学は毎年度秋田市の一般会計で予算措置がなされており、表 10－1 に示すとおり収入と支出は毎年度均衡しているため支出超過とはなっていない。

【分析結果とその根拠理由】

本学は秋田市の一般会計で予算措置がなされているため、すべてを予算内で執行しており、支出の超過となっていない。

観点 10－2－③： 短期大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

【観点に係る状況】

本学の運営に係る予算である短期大学費は、総務費（人件費を含む）、管理費、教務費からなっており、各項目ごとに細目を分けて計上されている。短期大学費から人件費を除いたものが本学の管理運営、教育研究活動に充てられる経費となる（表 10－2）。

管理費は教育設備・備品の購入、光熱水費、機械等の保守点検委託料などの大学の管理・運営に係る経費であり、教務費は教材、学生の募集、就職活動、卒業制作、教員の研究費など教育研究に直接係る経費が主なものである。これらの経費は近年、秋田市の予算編成方針により経費の削減が求められており、教育研究活動に支障を来すことのないよう留意しながら予算の縮小に努めている（表 10－3）。

教員の研究活動に係る経費は、表 10－3 に示すとおり教員研究・学生教材費として計上されている。研究費は職階にかかわらず一律に配分しており、平成 20 年度の教員一人あたりの配分予定額は、需用費・備品購入費、修繕料、役務費、旅費を含めて 412,000 円である。

一方、施設・設備の工事や修繕については、緊急性を勘案して計画的に行っており、平成14年度から平成16年度にかけては学生、教員から改善の要望が高かった実習棟3棟の改修を段階的に実施して改善を図り、教育環境と設備の充実に努めている。

また、教育研究活動の更なる充実に努めるため、学長の裁量による競争的な教育研究活動の助成金制度を新設し、平成20年度から実施している。

表10-2 短期大学費の内訳

(単位：千円)

短期大学費		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	総務費（人件費）	448,631	449,902	466,006	457,174	436,062
	管理費	336,013	213,630	209,694	212,645	210,347
	教務費	48,858	47,731	44,511	42,069	41,940
	合計	833,502	711,263	720,211	711,888	715,349

表10-3 教務費の教育研究活動にかかる経費の内訳

(単位：千円)

教務費		平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	教務経費	13,897	14,614	12,841	11,980	11,896
	就職対策活動事業	6,157	6,374	6,155	6,010	5,968
	教員研究・学生教材費	28,370	26,309	25,081	23,674	23,744
	うち教員研究費	14,720	14,670	14,991	13,398	13,468
	卒業・修了制作展開催経費	434	434	434	405	332
	合計	48,858	47,731	44,511	42,069	41,940

【分析結果とその根拠理由】

本学の予算は、秋田市の予算編成方針により近年縮小の傾向にあるが、経費の節減を図りながら教育研究活動に支障を来すことのないよう予算措置している。

また、教育環境・設備の改善のため、予算の範囲内で実習棟施設の改修を計画的に行うなど、教育環境の充実に努めている。

観点10-3-①： 短期大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

【観点に係る状況】

本学の収支予算は秋田市の一般会計予算であるため財務諸表は作成していないが、収支予算・決算は、設置者である秋田市の「秋田市財務報告書の作成および公表に関する条例」（資料10-3-1-A）に基づき、秋田市の広報、ホームページ等を通じて公表されている。

【分析結果とその根拠理由】

財政状況は適切な形で公表されている。

観点 10－3－②： 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

【観点に係る状況】

本学の財政状況は地方自治法第199条に基づき、秋田市の監査委員による監査が実施され、その結果が秋田市広報、ホームページ等を通じて公表されている。

また、設置者である秋田市は中核市であり、中核市は地方自治法の規定により包括外部監査を受けることとなっているため、秋田市では外部監査契約による包括外部監査を実施している。本学は平成17年度に財務事務および運営管理について包括外部監査を受けている。

【分析結果とその根拠理由】

地方自治法に基づき会計監査等が適正に行われている。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

秋田市の予算は近年、厳しい財政状況のため抑制基調で推移しており、本学においても管理運営および教育研究活動に支障を来すことのないよう留意しながら経費の節減に努めている。こうした状況の中、学生や教員から要望の高かった実習棟施設の改修を計画的に実施するなど、教育環境の充実に努めている。

【改善を要する点】

秋田市の厳しい財政状況から、今後も本学に配分される予算が減少していくことが見込まれることから、本学全体として事務の合理化はもとより、経費の効率執行を図るとともに、外部資金による教育研究費の獲得など、自主財源の確保に積極的に取り組む必要がある。

（3）基準10の自己評価の概要

本学は、秋田市が設置した公立大学であるため、予算および決算は地方自治法等に基づき適正な手続きにより成立、認定され、市民に公表されている。

秋田市の予算は近年、厳しい財政状況のため抑制の傾向で推移しているが、本学においては管理運営および教育研究活動に支障を来すことのないよう留意し、経費の節減に努めながら教育環境の充実に図っており、大学運営に必要な教育研究費等は確保されている。

また、学長の裁量による教育研究の競争的な助成金制度を新たに創設するなど、創意工夫によって教員の教育研究活動の一層の充実に努めている。

今後も本学全体として事務の合理化はもとより、経費の効率執行を図るとともに、外部資金による教育研究費の獲得など、自主財源の確保に積極的に取り組む必要がある。

基準 11 管理運営

(1) 観点ごとの分析

観点 11-1-①： 管理運営のための組織及び事務組織が、短期大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、必要な職員が配置されているか。

【観点到係る状況】

管理運営のため短期大学の重要な事項を審議するための組織として、学則第 45 条に基づき教授会を置いている。構成員は学長、教授、准教授、助教および事務局長で、学長が議長を務めている。

教授会の下には、教授会規定に基づき 7 つの専門委員会を置いている。専門委員会は人事委員会、学生委員会、教務委員会、入試委員会、広報委員会、大学開放センター運営委員会、附属図書館運営委員会からなる。このほか、学長の指示を受けて業務を実施する自己点検・評価委員会が設置されている。

短期大学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対して助言又は提言を行うため、秋田公立美術工芸短期大学条例第 3 条に基づき参与会を設置している。参与は短期大学の職員以外の者で、大学教育に関し広くかつ高い識見を有する 10 人以内で組織している。

一方、事務組織は短期大学の内部組織として、秋田市行政組織規則第 7 条の 2（資料 11-1-1-A）に基づき事務局、附属図書館および大学開放センターを置いている。事務局は事務局長、事務局次長の下に総務課と学生課の 2 課で構成されており、総務課には庶務担当および経理担当、学生課には教務担当および学生担当を置いている。附属図書館長および大学開放センター所長は教員が兼任しており、総務課の職員は附属図書館および大学開放センターの職員を兼務している。学生課の職員は 2 人が大学開放センターの職員を兼務している。

本学の職員数は秋田市職員定数条例により定員が 50 人以内と定められており、平成 19 年度は教員が 30 人、事務局は事務局長、事務局次長のほか、総務課に事務職員 8 人、学生課には事務職員 6 人と看護師 1 人が配置され、附属図書館には司書 1 人が配置されている。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営のための組織および事務組織については、学則に基づき教授会をはじめとして必要な委員会が組織されているほか、秋田市行政組織規則に基づき運営に必要な体制が整備されており、短期大学の目的を達成するため適切な規模と機能を持っている。

観点 11-1-②： 短期大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

学長は、教授会議長として、毎月の定例教授会を招集する他、必要に応じて、臨時教授会を招集できる。また、学長の補佐体制を強化するため、学科長、附属図書館長、大学開放センター所長を構成員とする運営会議を設置し、組織運営の効率化を図ってきたが、平成 19 年度にはこれを廃止し、学内全体の重要事項について協議・調整し、組織運営の効率化および円滑化を図ることを目的として、従来の運営会議の構成員に学長と事務局長を加え

て構成する役員連絡会を設置した。

また、平成18年度には学長補佐の制度を創設、組織体制の充実に努めている。

【分析結果とその根拠理由】

教授会及び専門委員会は、役員連絡会を加え、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっている。

観点11-1-③： 学生、教員、事務職員等、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

1. 学生のニーズの把握と本学の管理運営

1年生については、クラス担任教員（30人単位で担任・副担任を配置）からの情報、2年生及び専攻科生については、所属コース・分野担当教員からの情報により、各学科が把握集約している。また、学生生活全般に関わる事項については、事務局学生課が把握集約している。これらのニーズは、学生委員会等の専門委員会、役員連絡会、教授会が対応し、必要と判断した場合には対応策を講じる。学生が自主的に運営する卒業制作展、卒業制作作品集の発刊、学生会が主催する新規イベントの開催などへの対応がこれに該当する。

2. 教職員のニーズの把握と本学の管理運営

教員については、各学科や専門委員会が、また、事務職員については、事務局が把握集約している。これらのニーズは、必要に応じて、役員連絡会、教授会が対応し、検討策や改善策を講じる。研究費の配分など予算に関わること、ハラスメント対策の整備、教室機材の整備、学内情報ネットワークの整備などがこれに該当する。

3. 学外関係者のニーズと本学の管理運営

本学は、大学運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議し、学長に対して提言等を行うため、秋田公立美術工芸短期大学条例第3条に基づき「参与会」を設置している。参与には、学外から、大学教育に関し広くかつ高い識見を有する地域の有識者（10人以内）を委嘱している。「参与会」は、年1～2回の会議を開催し、大学運営の全体的見地から、提言等を行っている。また、学生の就業、雇用に関しては、地域産業界の有識者を構成員とする「就職連絡協議会」を設置している。「就職連絡協議会」は、年2回の会議を開催して、提言等を行っている。他に、在学生の保護者が組織する後援会、卒業者が組織する同窓会、関連団体である秋田学術振興財団の理事会・評議会等も同様の提言等を行っている。本学は、これらの学外関係者からの提言等を、管理運営に反映している。

【分析結果とその根拠理由】

学生、教職員、学外関係者のニーズに関しては、各学科、専門委員会が把握集約し、役員連絡会、教授会が対応し、管理運営に反映している。

観点11-1-④： 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

観点 11－1－⑤： 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

本学事務職員は、秋田市の行政職員で組織している。事務職員の研修については、秋田市の人材育成の指針となる「新秋田市人材育成基本方針」（資料9－2－3－A）および「秋田市職員研修基本計画」（資料9－2－3－B）に基づいて実施している。

大学運営の専門研修については、本学が加入している全国公立短期大学協会が主催する「公立短期大学幹部研修会」、「公立短期大学事務職員中央研修会」（資料9－2－3－C）に、職員が毎年参加している。

【分析結果とその根拠理由】

本学事務職員の研修は、秋田市の人材育成の指針に基づいて実施している。また、専門研修についても毎年参加していることから、職員の資質向上のための取り組みが組織的に行われていると判断する。

観点 11－2－①： 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規定が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規定や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営に関する方針については、本学「学則」に定めており、これに基づいて秋田公立美術工芸短期大学教授会規程、同専門委員会規程、同附属図書館管理運営規程、同自己点検・評価委員会規程等を定めている。

施設管理については、秋田公立美術工芸短期大学施設管理規程、同防火管理規程を定めている。

管理運営に関わる人事の規定や方針は、学長の選考を秋田公立美術工芸短期大学学長選考規程をはじめ、学科長、附属図書館長、大学開放センター所長の選考、教員の選考人事に関する諸規程を定めている。また、各構成員の責務と権限は、これら諸規程に定めており、文書として「秋田公立美術工芸短期大学規程集」（別冊資料B）に明確に示されている。

【分析結果とその根拠理由】

管理運営に関する方針は明確に定めており、それに基づき諸規程等を整備し、文書として明確に示している。

観点 11－2－②： 適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報が、蓄積されているとともに、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるようなシステムが構築され、機能しているか。

【観点に係る状況】

本学は、毎年度の活動状況に関するデータについては、「学報」（毎年度発刊）（別冊資料F）に集約、掲載し、学内外に公表している。また、学生には「シラバス・キャンパスガイド」（別冊資料D）を入学時に配布し、上記

の目的、年間計画、授業に関する全ての情報を周知している。

平成19年度、本学ポータルシステムを導入し、学内情報の一元化を進めており、インターネットの活用により、構成員は学内外から容易にアクセスでき、情報を入手できる。

教授会、各種専門委員会等の議事内容については、文書で記録・保管し、教員の必要に応じて閲覧できる。また、緊急性、重要性の高い情報については、学内ポータルサイト上に掲載している。

【分析結果とその根拠理由】

適切な意思決定を行うために使用される短期大学の目的、計画、活動状況に関するデータや情報は、蓄積されており、短期大学の構成員が必要に応じてアクセスできるシステムが構築され、機能している。

観点 11－3－①： 短期大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

【観点到に係る状況】

本学は、平成13年度に第1回自己点検・評価を実施している。芸術系短期大学の現状と課題と題して、「自己点検・評価報告書」（別冊資料G）を作成し、併せて「教員の教育・研究活動報告書」（別冊資料H）を作成し、全教員に配布した。

また、学則第1章第2条（資料1－1－1－A）を受け、平成16年度、自己点検・評価委員会が設置され活動している（資料11－3－1－A）。そして、平成19年3月に、第2回自己評価書（別冊資料I）を発行し、現在、学内専門委員会や学科会議レベルでの現状の問題点の把握や改善点の指摘等を実施している。

【分析結果とその根拠理由】

平成16年度に設置された自己点検・評価委員会の下で、平成19年3月に第2回自己評価書を発行し、適切に実施されつつあり、短期大学の総合的な活動として自己点検・評価が行われていると考える。

観点 11－3－②： 自己点検・評価の結果が短期大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点到に係る状況】

第1回自己点検・評価書及び教員の教育・研究活動報告書（別冊資料G,H）は、文部科学省、および芸術系大学・短期大学を中心に127大学、本学参与会メンバー、本学教員全員に配布し、学内及び社会に広く公開した。

第2回自己評価書（別冊資料I）は、教授会で報告し、教員全員に配布したが、他大学等への配布やホームページでの公表はしていない。しかし、今後実施される自己点検評価の結果については、ホームページ上で公表する予定である。

【分析結果とその根拠理由】

自己点検・評価の結果は、学内では、教授会等での報告され、自己点検・評価報告書として発行され、公開されている。第2回自己評価書については、社会に対しての公開が不十分であった。しかし、今後実施される自己点検評価の結果については、ホームページ上で公表する予定であり、自己点検・評価の結果が学内及び社会に対

して広く公開されていると考える。

観点 11－3－③： 自己点検・評価の結果について、外部者（当該短期大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

平成 19 年度に学外委員により評価を実施している。外部評価は、学外委員に対し平成 18 年度の自己評価書の検証及び本学への訪問調査による検証を依頼し、実施した。外部評価者については芸術系大学、公立短期大学など本学の特性を考慮し選任した。検証結果として平成 19 年度外部評価報告書（資料 11－3－3－A）を作成している。

【分析結果とその根拠理由】

外部者による検証が適切に実施されていると判断する。

観点 11－3－④： 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

平成 18 年度の自己評価書（別冊資料 I）における「改善を要する点」について、平成 19 年度の自己点検・評価委員会で、整理検討した上で、各部署に対し、改善のための対応を期限を明示した文書を以て依頼している（資料 11－3－4－A）。その結果、アドミッションポリシーの明文化などの改善への取り組みが行われた。

【分析結果とその根拠理由】

評価結果がフィードバックされ、改善のための取り組みが行われていると判断する。

（2）優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

平成 17 年度に運営会議を、平成 19 年度にはこれを改組し役員連絡会を設置し、大学運営に教員が関わる具体的な体制が組織された。また、平成 19 年度には、本学のポータルシステムが稼働し、管理運営に関する体制が更に整備された。

【改善を要する点】

第 2 回の自己評価書（平成 19 年 3 月発行）は、教授会で報告、全教員に配布されたが、他大学への配布やホームページでの公表など社会への公開が実施されていない。

（3）基準 11 の自己評価の概要

本学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織は、適正な規模と内容を有しており、学長のリーダーシップの下に機能していると考ええる。また、開学13年を経過し、運用面でも実状に合わせて多くの修正が加えられており、管理運営に関する諸規定が整備されていると判断できる。特に、大学の運営に教員が積極的に関わるための組織としての役員連絡会の設置により、管理運営に関する各構成員の責務と権限が明確になってきたと考える。

大学活動の総合的な状況に関する自己点検評価活動は、平成19年3月に第2回目が実施され、それに基づき改善への取り組みが実行された。しかし、平成19年度に外部評価は行われたが、当該の自己評価書は公表はされておらず、今後自己点検に関する学外への公開、公表への対応が必要で、本学ホームページ上での公開をはじめとして改善への取り組みを予定している。

以上により、概ね本基準を満たしていると言える。